

水産政策審議会資源管理分科会
第114回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第114回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年11月16日（火）9:30～15:37

場 所：フクラシア東京ステーション Room H

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第368号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更並びにまいわし対馬暖流系群の資源再建計画に係る別紙4の追加）について

諮問第369号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和4年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第370号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、にしくろかじき（太平洋条約海域）等の9国際資源の別紙2の変更、あかうお類（北大西洋条約海域（区分3M））等4国際資源、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の追加、めばち（中西部太平洋条約海域）の別紙3の変更、かつお（中西部太平洋条約海域）等の20国際資源の別紙3の追加等）について

諮問第371号 特定水産資源（あかうお類（北大西洋条約海域区分3M）等3国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第372号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更等について

【報告事項】

- ・資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について（第113回資源管理分科会諮問事項の報告）

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時間となりましたので、ただいまから第114回資源管理分科会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外の場合はミュートの状態にさせていただきようお願いします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局までお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告します。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日の分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中10名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、委員会の特別委員は、ウェブ会議を含めまして、16名中11名の方に御出席を頂いております。

では、次に配付資料の方を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。それから、その後、資料一覧がございます。資料は、資料1が名簿、資料2-1が資源管理基本計画の別紙の改正、資料2-1から2-4まででございます。それから、資料3-1でございますけれども、諮問第369号に関する資料、資料3-1から3-10まででございます。それから、資料4-1でございます。諮問370号に関する資料が、資料4-1から4-6までございます。それから、資料5-1でございます。諮問第371号に関するものでございます。5-1から5-3までございます。それから、資料6-1、諮問372号に関するものでございますが、資料6-1から6-3までございます。最後に、7-1で、資源管理基本計画の別紙の変更、くろまぐろについてということで、7-1から7-2までございます。

資料に不備などありましたら、事務局まで御報告ください。よろしくお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りはここまでとなりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を田中会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 田中でございます。

初めに御紹介しますが、本日は、資源評価の専門家として、水産研究・教育機構水産資源研究所の福若部長、船本副部長、川端副部長にお越しいただいているほか、同研究所の

大下副部長、大島副部長にオンラインで参加していただいております。皆様には資源評価についての御説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、諮問事項が5件、報告事項が1件ございます。案件が大変多いので、夕方まで要する見込みでございます。少なくとも午前中に最初の諮問事項2件までを終わらせる必要があると思われるところ、議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問368号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更並びにまいわし対馬暖流系群の資源再建計画に係る別紙4の追加）等についてです。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 おはようございます。資源管理推進室長の魚谷です。

それでは、資料2-1のセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文の方、読み上げさせていただきます。

3水管第1982号

令和3年11月16日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更並びにまいわし対馬暖流系群の資源再建計画に係る別紙4の追加）について（諮問第368号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらの資源管理基本方針の一部改正の諮問でございます。ページめくっていただくと、3ページから告示の案、新旧対照表の形でお示ししてございます。

ページ飛んでいただいて、14ページ、資料2-2を御覧いただければと思います。こちらにこの資源管理基本方針の一部改正の改正事項を並べて掲載しております。第1のところでございますが、改正事項1から4までございます。こちら順を追って御説明させていただきます。

まず、改正事項第1ということで、国の留保からの配分方法の見直しということでございます。こちら、いわゆる75%ルールという、浮魚類の配分量の追加配分に関するルールの見直しということでございます。

15ページ、16ページに文章でこの改正の内容をお示ししているんですけども、より分かりやすくということで、一番後ろの方、28ページ以降に図等を用いた形でこの改善案、見直しの案についてお示ししてございますので、28ページからの資料2-4で、この内容について御説明をいたします。

こちら、通常75%ルールと呼んでいるものでございまして、これ、2年ほど前に旧TAC法の下で導入したルールでございしますが、こちら、マアジ、マイワシ、あとサバ類、この浮魚について、漁場の形成等々によって獲れ方、毎年異なるということで、配分された数量の75%を超過した日を基準日として、そこからその基準日が属する月の翌月末までにどれぐらい漁獲が積み上がるのかというのを、あらかじめ定めた式に基づいて予測をしまして、それで、配分数量が足りない部分を追加するという形のルールでございます。

こちらは2年ほど運用してきているわけですけども、ここ何回かの分科会でも議論になりましたけれども、こちら、あらかじめ定めた計算方式で計算をすると、追加配分がゼ

口になってしまうというケースが散見されるということで、次の漁期に向けて見直しを行いますということで、水産庁の方から説明させていただいてきたものの改善案を、今回お示しして、基本方針の別紙の方に反映させるというものでございます。

先ほど、75%を超えた基準日の翌月末までにどこまで積み上がるかを予測するという式、ということで御説明しましたけれども、この現行のルールについて、左端のオレンジで囲っている四角の中に書いてございますけれども、これが現行のルールの計算方式ということです。これ、①、②、③を足して、それから現状の配分を引いたものを追加配分とするという考え方でございまして、①、②、③というのは、それぞれ基準日の属する月の前の月までと、その基準日の属する月、これが②で、③が翌月、ということで、それぞれ一定の考え方に基づいて予測をするということです。

①については、前の月までということになりますので、こちらは実績値をそのまま使うと。これ、事例で、1月～12月の管理期間で、4月15日に75%を超えた場合にどうなるかというのを事例としてお示ししてございますけれども、例えば①については、1月～3月の実績値が1万トンまで獲れているのであれば、それはそのまま1万トンと使いますという形でございます。

②、これは基準日の属する月、この例でいいますと4月でございますけれども、こちらは基準日までのその月の日割りで1日当たりの漁獲量を計算しまして、それを1か月分に引き伸ばすということでございます。例えばこの事例でいいますと、15日に75%を超えたということで、1日から15日までの実績が2,000トンということであれば、それを15で割って30を掛けるということで、この基準日の属する月の月末までに4,000トン、この1か月で4,000トン積み上がるだろうという予測値ということになります。

③として、翌月でございます。こちらについては、過去5年間の、この事例でいいますと5月になりますけれども、その翌月、過去5年間の翌月の漁獲量の上位3年分、これの3年分平均の漁獲量に、「特異率」という係数を掛けて計算をいたします。この「特異率」がどういう係数かといいますと、③の四角の中の一番下、赤字で書いてございますけれども、要は、基準日の属する月の前の月まで、この事例ですと、1月から3月までの実績値が、こちらの過去5年の上位3年の平均と比べてどれくらい上振れしているのか、あるいは下振れしているのかというところの係数ということでお考えいただければと思います。これが1以上の場合はその係数を掛けますよということで、この事例では特異率1.5ということと、あと、5月の過去5年の上位3年平均が3,200トンということであれば、この

3,200トンに1.5を掛けて、4,800トンということになると。

この①、②、③を足した数字というのが、この事例でいいますと、翌月である5月末までに実績がどこまで積み上がるかという予測値ということになりまして、こちらは1万トンと4,000トンと4,800トン、これを足して1万8,800トンまで積み上がると。現行の配分が1万4,000トンですので、4,800トン足りませんということで、こちらは1,000トン未満切上げで、5,000トンを追加配分すると。これが現行のルール的基本的な計算式ということになります。

それで、真ん中、黒い四角でタイトルに問題点と書いてございますけれども、こちらの問題点、②、③の部分にちょっと問題があるだろうということでございます。

まず、②の基準日が属する月の予測の計算でございますけれども、こちらは基準日が月の頭になるのか、あるいは月の終わりの方になるのかで、この計算している中身というのがかなり違ってくるということでございます。この事例でいいますと、基準日が月の頭で、その漁獲が多いと全体の引き伸ばした数字が非常に多く出ると。この例で示していますのは、4月3日が基準日だった場合ということですが、この3日間非常に多く獲れた場合は、これを3で割って30倍しますので、非常に多くなるということです。極端な例で言うと、1日が基準日であれば、その日一日、非常に多く獲れたという場合は、それで30倍すると。通常は、30日間、休みもせずに獲るというのはあまり考えづらいと思いますので、ちょっと多く出過ぎる傾向があるというふうに言えるかと思えます。

一方で、基準日が月末に近い状態になった場合ということですが、こちら、この例では4月20日に超えましたということで、直前、非常に急激に積み上がっている場合でも、月の前半部分が非常に少ないと、これは全体としての引き伸ばした数字としては少なく出る傾向にあるということです。極端な例で言いますと、4月30日、末日が基準日になりますと、そこまでの実績を30で割って30を掛けるということで、実績からプラスアルファされる部分の引き伸ばしはされていないというような状況になります。

こういったところで、数字が大きく出過ぎる、あるいは出ない、少なくなるというような問題が生じているというところが、この当月分についてはあるということでございます。

③、翌月分ですが、こちらの問題点としては、過去実績がその月少ないと少なくなると。これは、特異率を掛けると申し上げましたけれども、そもそも基準日の属する月の翌月、例年ほとんど獲れませんというような状況であれば、それに特異率を掛けてもなかなか数字が大きくなると、こういった問題点があるということで、こういった問題

点を踏まえて改善案というのを水産庁で検討しました。右に書いてございますけれども、計算方式を2つ考えまして、そのうちの数字が大きい方を用いるという形にしたいと考えてございます。

こちらの計算方式、2つの新しい計算方式については、次のページ、29ページを御覧いただければと思います。

まず、当月分の引き伸ばし方法、先ほど基準日が月の頭に来るか終わりに来るかで、大きく出るあるいはほとんど出ないというような問題点があるということで申し上げました。こちら計算方式の1は、現行のやり方を一部調整したという形になりますけれども、改善案としては、月の初日から基準日までの漁獲実績で引き伸ばすのではなくて、これは基準日がいつであるかにかかわらず、直近10日の平均を用いて当月分、基準日の属する月の漁獲の予測をすると、引き伸ばしをすると、そういう形でございます。直近10日間の平均で引き伸ばしますので、休漁とか、そういったものもある程度踏まえた形で、ある程度平準化されたデータを用いた引き伸ばしになるということで考えております。

もう1つ、計算方式の2でございますけれども、こちらは翌月分も含めた形で考えて、この計算方式2では、当月、翌月といった月単位の引き伸ばしなり予測というのはやめて、元になるデータについては、計算方式の1と同じ基準日の直近10日間のデータで引き伸ばすんですけども、当月、翌月ではなくて、その後45日間分を引き伸ばして、45日後どこまで積み上がるかというのを予測するという考え方で計算式ということになります。

こちらは45日という数字ですけども、これは現行の考え方ですと、月の初めが基準日だった場合は、そこから約2か月後、60日後までの積み上がりを予測しているということになりますし、月の終わりが基準日だった場合は、そこから30日後、1か月後の積み上がりを予測しているということになりますので、仕組みとしての平均的な姿としては、1.5か月分を面倒を見るというか、手当てするということになります。そういったことで1.5か月分ということで、45日間分を引き伸ばすということの考え方が、この計算方式の2ということになります。

この計算方式1と2を両方計算してみて、大きい方の数字を採用するというのが、計算方式に関する改善案ということになります。我々の方で、この計算方式1、2で大きい方を取るというやり方で、これまでの実データ、色々、この75%ルールで追加配分する、あるいはできなかった例も含めて、実データを当てはめて試算をしてみましたけれども、こういうやり方にすれば、数字が出なかったような場合もある程度出る、あるいはちょっと

多過ぎるなという感じのものも若干抑えられるというような結果になっておりますので、完璧ということではないですけれども、現状よりは使いやすいルールとしてやっていけるのではないかとこのように考えております。

続きまして、次のページ、最後のページ、30ページでございますけれども、計算方式以外にも幾つか改善すべきと考えられるところがあります。それ、発動要件、トリガーの追加ということでございますけれども、現行のルールでは基準日については75%を超過した日ということになっております。ただ、こちらの場合、75%を超過した日を基準日として計算してみて、追加配分が出ないという場合は、その後、このルールで追加配分はできなくなるというのが問題点としてあります。これ、一度追加配分すれば、また追加配分した後の数字の75%になったときに、またこのルールで追加できるということにしておりますので、急激な積み上がりがどんどん続けば、それに応じてまた配分できるということでございますけれども、現行のルールでは、一度75%を超えて配分が追加されないと、それ以降はもうこのルールで計算できないということになるというのが、1つの問題点としてございます。

次に、数字が出て追加配分したときに、追加配分をした時点で既に追加配分後の数字の75%を超過しているという場合がございます。そういった場合、この場合も現行のルールでは基準日が存在しないということになります。そういった問題があるということ。

最後の問題点として、当初配分が非常にそもそも少ないという場合、この75%超過時点で絶対量としてT A Cの配分の残量が少なくて、超過のおそれが生じるという場合があるというような状況でございます。

ということで、改善案として、発動要件をいくつか追加しましょうということでございます。

1つ目の改善案としては、75%で追加配分、計算してみたらゼロでしたということであれば、80、85、90、これを超過した時点も基準日として計算を可能としましょうというのが1つ目の改善案でございます。

続きまして、2点目でございますけれども、追加配分をした時点で追加配分後の発動要件、トリガーを超過していた場合については、こちらは追加配分日を基準日として計算をすることを可能にしたいと考えております。

3点目、この75%という割合ではなくて、絶対量でのトリガー、発動要件としては、まいわし対馬暖流系群、そもそも現行T A Cが少ないという中で、まいわし対馬暖流系群で

は残量が1,000トンを下回った場合には、このルールで追加配分できるということにしております。この1,000トンを下回った場合に適用できるという考え方を、まあじ、まいわし太平洋系群、あと、さば類にも追加して適用できるようにしたいということ、この3点が発動要件に関する改善案ということになります。

この75%ルールの改善に関する御説明としては、中身としては以上になります。この改善、次の漁期に向けて考えますということでこれまで御説明しましたけれども、あえて次の漁期が始まるのを待つ必要もなかろうという判断で、こちら一部改正が認められれば、告示の日をもって施行、つまり令和3管理年度中から適用したいというふうに考えているところでございます。

75%ルールの改善、要は改正事項の1つ目についての説明は以上でございます。

続きまして、改正事項の2点目、こちら、まいわし太平洋系群について、大中型まき網に漁獲割当て、I Qによる管理を導入するというものでございます。資料の17ページを御覧いただければと思います。

こちら、まいわし太平洋系群について、次の令和4管理年度から大中型まき網にI Qの管理を導入するというところでございまして、こちらは、サバ類と同様に、期間と海域を区切った形でのI Q管理の導入ということを考えております。

まず、対象の海域ですけれども、17ページの図にございますこの黄色で囲った北海道沖の扇形のようなエリア、こちらを対象水域としてI Qの管理を導入するというところでございます。

漁業の種類としては大中型まき網ということでございまして、期間としては、毎年6月16日から10月末日までということで、こちら、この北海道沖でマイワシを目的とした操業をやる期間ということで、6月16日から同じ管理年度の10月末日までということで期間を区切るという案でございます。

(4)として、漁獲割当割合の有効期間でございます。漁獲割当割合、毎年の割当量を決めるためのベースになる割合の数字でございますけれども、こちらは1つの管理年度の期間ということで、1管理年度ごとに見直すという形を考えております。これは省令の方で、基本は5年ということになっておりますけれども、資源の特性あるいは採捕の実態に応じて短縮できるということになっております。こちら、制度としてのI Qを導入するのは今回初めてということで、当面は1年ごとに見直せる形にするという考え方でございます。

続きまして、次のページ、18ページの方に移っていただいて、次に、割当割合、各漁業者の皆さんの漁獲割当量に直結するものでございますが、その設定の基準ということでございます。

こちら、割当割合、基本、申請いただいて、それに基づいて設定すると。申請ベースということになりますので、まず①として、申請があった漁獲割当割合の合計が100%以下の場合は、申請された割合、そのまま設定しますよということでございます。こちら、これまでIQ管理を導入してきた資源と共通の考え方でございます。

②として、これが100%を超えた場合に、どういう基準で割当割合の設定をするかということですが、この中身の構造も、国の方で定める基準と、あと申請された割合の低い方を用いますという考え方も、これも他の資源と共通するものであるかと思えます。

それで、アの部分、この数字で設定の基準を決めている部分ですが、この資源、大中まきでのIQについては、100%を申請のあった船舶の数で除した割合ということで、これ全て隻数による均等割ということで設定をしたいと考えております。これまで導入したきたもの、サバ類等でもそうですけれども、基本は、この割当割合、均等割と実績割を組み合わせたい形、かつ実績の方が厚めに付けるような形でございますけれども、こちらについて100%均等割という形で考えております。

その理由ですが、こちら大中型まき網の方々、これまでこの海域のマイワシ操業、自主的な形でIQ管理の取組やられておられて、そちらの方、均等割をベースに移転等々やりながら、調整して取り組んでおられるということもございまして、関係者の意向を踏まえて、こういう形での100%均等割という形での対応でございます。こちら、新規参入等を考えると、この均等割というのは最もオープンな形で、実績がなくても入ってこられるというような形でございますので、そういう観点からは問題がないだろうというふうに考えております。

一方で、ちょっと懸念されることとしては、こういう100%均等割にしますと、仕組み上は、全く実績がなくても毎年割当てがもらえるということで、割当てだけもらって人に譲り続けるというような弊害というの、可能性としては考えられるかと思えます。

他方で、先ほど申し上げたように、これまでもIQ、自主的な取組をやっておられる中で、実績を見ますと、皆さんそれぞれそれなりに獲っていると。例えばほとんど獲っていない船と人の何倍も獲っているような船があるという状況ではないということで、そういう状況が発生するというのは、ちょっと実態としては考えにくいと思っております。

一方で、万が一そうなる場合というのは完全に排除されるわけではないと思いますので、こちら、いつでも見直しをして、実績割も導入するということができるように、先ほど申し上げたように、割当割合の有効期間は1年で、いつでも見直しできるようになっているということで、手当てが可能かというふうに考えております。

続きまして、割当割合の設定者の資格ですけれども、こちらは大中型まき網の、この海域で操業する許可なり認可なりを受けている者、あるいはもうかる漁業・がんばる漁業で試験操業を行うことについて大臣の確認を受けた者ということでございます。

漁獲量の報告の期限、こちら陸揚げから3日以内ということで、こちらは国内資源というか、日本近海の資源でIQ管理導入しているものとの共通ということでございます。

このIQ管理以外の中大型まき網操業については、総量の管理を行うということでございまして、その中身、ちょっと細かいところについて補足で説明をさせていただきます。22ページの方に飛んでいただければと思います。こちら、まさば及びごまさば太平洋系群のIQ管理の導入を行ったときにも、同じような図で御説明させていただきました。

まず、22ページの図は、縦軸が海域、横軸が期間ということで、どこの部分がIQ管理、どこの部分が総量管理、この大中まきの中であるのかというところを、概念で示した表ということになります。この緑でお示しした部分がIQ管理区分となり、水色で示した分は総量で管理をするということで、漁獲の実績としては大体半々というようなところになります。

続きまして、23ページ、こちら配分の考え方でございます。こちら、TACの総量を配分するときに、まず都道府県と大臣管理、つまり大中まき全体ということで、こちらは通常のやり方で、3年ごとに見直しますけれども、直近3年のシェアで配分をしますというのがまずあって、その大臣管理、大中まきの内訳を、こちらは直近3年の、これは毎年見直しと、毎年更新となりますけれども、直近3年のこの比率で大中まきの総量管理とIQ管理に配分しますという仕組みでございます。ですので、この都道府県と大中まきとの配分の比率に何らかの影響を与える配分ということではございませんという考え方です。

続きまして、24ページでございます。こちらまさば及びごまさばのIQと同じ仕組みでございますけれども、先ほど御説明したような75%ルール等による追加配分、こちらIQの管理をやる場合には、IQの趣旨としては、あらかじめ何トン、この漁期獲れますよというのが分かっている中で、各漁業者の裁量を發揮していただいて計画的に獲るということですので、これ、足りなくなったら追加配分できますよというようなのは趣旨に合わ

ないということで、一方で、国の留保は、そういう、一部追加配分のためにということで取るというところがございます。ですので、このI Qの管理区分については、そういう留保からの追加配分の対象とはしませんという代わりに、留保として頂いている部分の一部をお返しするというか、当初時点で上乗せで付けましょうということでございまして、この下の図にありますように、シェア相当分の50%を、つまり半分を、当初の配分に上乗せをしますという形でございます。※印で、未利用の分については国の留保に戻しますという考え方でございます。

続きまして、25ページでございます。期間を切ってI Q管理をしますので、I Q管理期間が終わったときの未利用分、どうするかということでございますけれども、こちらについては、留保から最初に上乗せした分については次のページで御説明しますが、基本的にはこの25ページの下の方の図にありますように、I Q管理の期間が終わった時点、10月末時点でI Q管理区分での未利用分というのは、大中型まき網の総量の管理の方に移していただいて、引き続きその枠として活用してもらおうという考え方でございます。

続きまして、26ページでございます。今の未利用分の扱いで、国の留保からの当初時点での上乗せ分について整理したものでございます。

こちら、実績がどこまで伸びるかによって考え方というか、異なるわけですが、まず(1)としては、I Q管理区分の漁獲実績が基本の配分を超える、要は当初時点での量が上乗せの部分に手を付ける、使った状態ということです。この場合については、この未利用分は、全て当初時点での留保からの上乗せ配分に由来するというので、こちらは国の留保の方に返していただくということで、そちらは追加配分の原因等になるということです。

(2)の事例としては、基本の配分より実績が少なかった場合、要は留保からの上乗せまで手を付けなかった場合ということになりますけれども、この場合については、基本の配分に由来している部分については、先ほど申し上げたように、総量の管理の方に移行して使っていただくということですし、国の留保からの当初時点での上乗せ配分については、そっくりそのまま国の留保の方に返していただくという考え方でございます。

以上が改正事項2点目の大中型まき網、まいわし太平洋系群のI Q管理の導入に関する御説明でございます。

改正事項3つ目、まいわし対馬暖流系群の資源再建計画ということでございます。資料の方、19ページの方にお戻りいただければと思います。

こちら、まいわし対馬暖流系群については、昨年度の資源評価において、2019年の親魚の資源量が限界管理基準値を下回っていると。限界管理基準値46万5,000トンに対して、2019年の親魚資源量が19万4,000トンと下回っているということで、こちら法律に根拠のある資源再建計画というものを作成する対象になっているということでございます。

上の方の四角括弧の中にありますけれども、資源再建計画というものはどういうものかということでございますけれども、限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した資源について、その判明した管理年度の末日から2年以内に、この資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画ということになります。

それで、こちら、(1)から、その再建計画の内容について御説明している部分でございますけれども、このまいわし対馬暖流系群、昨年、資源評価に基づいてステークホルダー会合等を開催しまして、採択されている漁獲シナリオがでございます。こちら、当初3年間はMSYを達成する漁獲圧に乗じる β という係数、当初3年間は0.8、4年目以降0.75に下げるという形で採択しておりますけれども、このシナリオに沿って漁獲していけば、その時点の予測としては、10年後には目標管理基準値を50%以上の確率で上回るという予測となっておりますので、こちら、このシナリオに基づいて管理をしていくというのが基本的な中身になります。ですので、それに追加して、例えば減船をしますとか休漁をしますとか、そういったところを追加する形にはなっておりません。

(4)で資源再建計画の達成状況の検証を行うということになっておりますけれども、こちら2年ごとに資源評価に基づいて行うということで、その内容については、ステークホルダー会合を行う時はステークホルダー会合で、行わない時は毎年のTACの設定のときに行うTAC設定に関する意見交換会という機会がございますので、そういった場で御説明をして、参加者で議論を行うということでございます。検証の結果、必要と認められる場合には、こういった議論も踏まえて、計画の見直しなり必要な措置を講じるということでございます。

改正事項3のまいわし対馬暖流系群の資源再建計画の内容に関する説明は以上でございますが、こちらを、資源管理基本方針の別紙4の1つ目ということになりますけれども、定めて追加をするということでございます。

続きまして、改正事項4でございますが、次のページ、20ページに書いてございます。

こちら、まあじについては、資源評価あるいはABC、TACの計算については、太平洋系群、対馬暖流系群ということで系群別に行っているわけですが、実態として評

価上も独立の系群として本当に判別できるのかというような議論もある中で、管理としては、TACの数字としては、まあじ1本で管理をするということとしているところでございます。

こちらは昨年というか、今管理年度に引き続いて来管理年度も同じような考え方で評価なりは系群別で行うものの、管理についてはまあじ1本で行うということで、この管理年度の数字を更新というか変更するという、形式的な修正ということになります。

以上で改正事項1から4まで、ちょっと盛りだくさんでございますけれども、説明とさせていただきます。

あと、この今、説明した改正の案につきましては、10月16日から11月14日までパブリック・コメント手続を実施したところでございます。この結果、2件の御意見がございましたけれども、これらの意見を検討した上での本日の諮問案とさせていただいているものでございます。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、分科会の方に再度諮問をいたしますけれども、軽微な変更につきましては、分科会長の御了解の下で修正をしたいと考えておりますので、この点御了承を頂ければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

のっけから盛りだくさんなんですけれども、4件あるわけですね、中身としては。どうしましょう、1つずつやっていきますかね。

最初に、4つあるうち、1つが留保の再配分の見直し、それから2つ目がまいわし太平洋系群のIQですね、それから3つ目が再建計画で、4つ目がまあじの修正ということですが、では、最初の新しい追加配分の方式について、まずは皆様から御意見を伺いたいと思います。この資料だと、後ろの方で最初に説明があった28ページ以降かな。

背景としては、うまくいかないケースが大分出てきたので、少し直したいと。与え過ぎたり足りなかったり、急に増えて間に合わなかったりというのが、75%どころじゃないという、いろんな事例が出てきてしまって、そこを直すための案ということで、今まで出てきたいろんな要望事項には合うようには改正できたということで、なかなか完璧なものではないとは思いますが、いかがでしょうか。

谷委員、どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。聞こえておりますでしょう

か。

○田中分科会長 聞こえております。

○谷委員 まず、この75%ルールを改善のために大変に緻密な検討を頂きましたことに、感謝を申し上げます。今回で大幅な改善がなされたと思っておりますが、海洋環境や魚群の来遊はここ数年で大きく変化をしており、このルールで対応できない場合も考えられ、必要な場合には水産政策審議会の審議等による留保枠の配分についても、今後とも御配慮をお願いいたします。

なお、新ルールは改善された分、これまで以上に複雑な計算が必要であり、今後のTAC魚種の追加を考えると、現場における負担の増加を心配しております。国ではスマート水産業の推進に取り組んでいると聞いており、75%ルール計算の基礎となる水揚げ情報を迅速に把握し、関係者が共有できるようなシステムの構築をお願いいたします。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。じゃ、水産庁の方で。

○資源管理推進室長 お褒めの言葉というか、まず頂きまして、こちらこそありがとうございます。

ということで、75%ルール、今回改善するということでございますけれども、繰り返しになるんですが、あらゆる状況に応じられるような完璧なルールというのは望むべくもないとか、不可能でございますので、いろいろこれに加えて、いろんな工夫とか対応というのは必要になるかと思えます。

例えば、まいわし対馬暖流系群では、関係者間で合意をして留保からの配分を決めるというような取組とか仕組みも、既に始まっているところでございます。そういう柔軟性を高める取組に水産庁としても後押しをしたいと思えますし、御要望があったら、必要に応じて諮問をしての配分ということについても対応をしていきたいと思えます。75%ルール改善後も、また運用していった問題が生じれば、必要な見直しというのは考えていきたいと思えます。

あと、データについては、確かにこのルール適用するには、日ごとの漁獲データ、積み上げていくという必要がありますので、そういう意味では現場への負担というのが一定程度あるということもございますけれども、そちらについては、いろんな仕組みを通じてできるだけ負担が掛からないように対応していきたいと思えます。

それと、最後ですけれども、これも何回も繰り返して申し訳ないんですけれども、決し

て万能なルールではないので、例えばこのルールで追加配分を受けた後に、漁獲の積み上がりが鈍化をして余裕が生じているというような場合には、ほかの都道府県等が足りなくなっているというような場合には、融通を、柔軟あるいは前向きに検討していただくと、非常に全体がうまく回っていくと思いますので、関係する大臣許可漁業あるいは都道府県の皆さんに対しては、この場を借りてそういった場合の対応についてお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 谷委員、よろしいでしょうか。

○谷委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 他にございますでしょうか。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 質問させていただきたいんですけれども、30ページで75%ルールの改善案ということで、トリガーを追加するというのがあるんです。基準日が75%超過日のみでやってきたことから、そこで追加配分が出ないということが1つの問題としてありまして、それで、トリガーとして80%、85%、90%というふうにあるんですが、これは75%で計算して出ないから80、85、90でやってみましょうというふうに、すぐ移るといふ、そういうことなんでしょうか。

○田中分科会長 水産庁の方で。

○資源管理推進室長 現状でも、これは75%を超えて、日頃から準備している県は、ぼつと75%いきましたと来るんですけれども、実際にはいろいろ手続を進める上でタイムラグがございます。そういう中で、75%を超えましたと言って、データをもらって計算してみてもゼロでしたというときに、現状ではそこで終わってしまうんですけれども、このトリガーを80、85、90と追加することによって、じゃ80まで待って、もう一回計算してみましようかという選択肢が出てくると。ただ、その積み上がりがどれぐらい急かによって、そんなことも言ってもらえないというケースもあるのかもしれないけれども、少なくともチャンスは1回切りということではなくて、このプラス3回分計算できるチャンスを追加しましょうということなんです。

こちら、こういうルールをあらかじめ定める意味としては、タイミングよくこの分科会を開けるわけでは必ずしもないということで、そこは、ちょうどいい時期にあれば、そっちで対応というのももちろん可能ですので、少なくとも、いずれにしても、この発動要件の

トリガーをパーセンテージでいえば3つ、あと追加配分、一旦行われた場合なり、絶対量の発動基準点を追加することによって、適用をするチャンスが増えるという形でございます。その前段として、計算方法もできるだけ、全然追加の配分が出ませんというのを避けるという意味で、計算方式の改善というのはまずあった上でということになりますけれども、そういった考え方でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

どうぞ、川原委員。

○川原特別委員 おはようございます。

私も今のこの追加配分のパーセンテージのところで、どう理解したらいいのかなと思っただんですが、75%で追加配分がゼロでしたと。次、80%になったときにやはり計算したら、追加配分がゼロでした。そうすると、今度はまた85%、85%でもゼロだったら90%といった、そういった考え方でよろしいのでしょうか。

○資源管理推進室長 基本的にはそういうことでございます。ただ、その75から80、85、90と伸びていく途中に、ちょうど分科会あるということであれば、じゃそっちの諮問で対応しましょうとか、あるいは、先ほど最後に私申し上げましたけれども、ほかの県から譲ってもらえますよというような状況であれば、そちらで取りあえず手当てをするというのがありますので、これだけで全てが完結しますよという考え方ではないです。

○川原特別委員 そのいくつかあるうちの1つということですね。

○資源管理推進室長 そういうことでございます。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 倉委員、どうぞ。

○倉特別委員 要するに、ルールを作って動き出したわけですから、そのルールの配分量を超えたときには何とか獲れるようにしてあげようと、そういう考え方ですね。

○資源管理推進室長 基本的には、マアジ、マイワシ、サバ類のような浮魚というのは、年によって獲れ方が、エリアあるいは時期がかなり変動するというのもあって、国の方で、一定程度留保を取っていただいて、それで各都道府県ないし大臣許可漁業の配分超えないように、ある程度超える状況に近い状況になったときに追加の配分をして、配分の超過が起きないようにしましょうという仕組みでございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 すみません。ありがとうございます。

先ほど谷委員からもあったんですけれども、今回のこの改正になると、かなりデータの収集の部分というのが、現場の皆様の新しい努力と新しいシステムも必要なのかなと思うんですが、特に計算方式の2番でいきますと、これまでは過去3年間の実績だったので、ある程度精査されたデータに基づいて計算されて、75%を超えたときの配分量が決まっていくというところだったところが、新しい計算方式の2になると、これまでの直近の部分になるので、なかなか精査する時間とといいますか、もちろん皆様のデータを疑うわけではないんですけれども、やはりその部分で、先ほどもおっしゃっていた電子化であったりですとか、かなり精度とクオリティを上げていく政策というのにも必要になってくるのかなと思って、見させていただいておりました。そういう意味では、何かこの75%ルールの改善に伴って、少し現場からのデータ収集と精査の仕方というのにも改善されるみたいなことは検討されているんでしょうか。

○資源管理推進室長 基本的に、これまでの改善前のルールにおいても、日ごとの実績のデータが求められるというのは、そこは変わらないということです。ですので、今回の改善によって必要になるデータがぼんと増えるとか、そういうことではなくて、確かにデータをもらった水産庁なり都道府県の方で計算する手間というのは、増えるということにはなりませんけれども、現場の手間自体が増えるということではないというふうに考えております。

それとは別途、現場から、漁業者の皆さんからのデータ収集について、より効率的な形でやるべきというのは、このルールと切り離れたとしても、そのとおりだと思いますので、そちらのスマート水産業等の中で可能な限り進めていくということだというふうに考えております。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

ちょっと私の方から。トリガーが80、85、90とこう増えると、再計算することになると、物すごい枠が増えてしまうんじゃないかという心配もあるんですけれども、その辺の調整は大丈夫ですかね。

○資源管理推進室長 基本的に、このルール、先ほど申し上げたと思いますけれども——いや、申し上げなかった。この配分数量を計算して、それが当初配分を超える様な場合については、当初配分までというような制限がまずございます。ですので、配分されている数量は、この数字でいきなり3倍になるとか、そういったことはないというのが1つ制限としてございます。

あと、基本方針上は、この留保が足りなくなると見込まれる場合には、この限りではないというような制限もございますので、そこは留保の減り具合によって、水産庁としてこの適用をせずにほかの道を探る、要は、他からの融通とか、そういったものを考えるというようなことも考えておりまして、そういう制限というのは設けているところでございます。

あと、まいわし対馬暖流系群については、そもそもTACが少ないと申し上げましたけれども、これについては、例えば7月までにこのルールで配分できるのは留保の何割までですよとか、ある1つの都道府県なり漁業種類に対して出せるのは半分までですよとか、そういった制限も設けて、ある意味、出過ぎないようにという工夫は、できる範囲でやっているところでございます。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

じゃ、なければ、次の改正の事項として、大中まきのIQに移りたいと思いますが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 ちょっとあまり基本的な質問で申し訳ないんですけども、これ、この海域で許可を持っているケ統数というのはどれぐらいあって、実際のところ、これ、いずれにしても、マイワシですから動いていくわけですよ。ここでの漁獲というのは、これ、369号で質問しても別によかったんですけども、このマイワシの資源量というか、ここでの増えていっているというようなのは、水産庁としては、把握しているからこういうふうにIQをやるんだという考えなのか、それとも、ここでのIQやりやすいからここからスタートしていくんだという考えなのか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいんですが。

○田中分科会長 推進室長、どうぞ。

○資源管理推進室長 この海域で、まずケ統数ですけれども、24ケ統が操業しているというところでございます。

あと、この海域でやる理由というか、まず、まいわし太平洋系群についての資源状況、この後、TAC設定の関係で説明ありますけれども、今後の予測としては、資源は減っていくという予測にはなっています。といいますのは、これも後で説明あると思いますが、マイワシについては再生産関係を高加入期と通常加入期に分けていまして、現状では高加入期に移っているんじゃないかというような議論もありますが、科学的な観点からはそういう判断できないということで、将来予測としては、通常加入期の再生産関係に基づいた予測となっていて、現状では目標管理基準値を上回っている親魚量ということになります。その通常加入期の再生産関係を前提にすると、今後は、どんどん目標管理基準値レベルまで減っていきますよという予測にはなっております。

この海域でIQ管理を導入する理由というのは、そういう資源状況なり資源の予測がどうだということではなくて、そもそもIQ管理、大臣許可漁業でできるものからやってみましょう、しかも令和5年度までには全ての大臣許可漁業で導入をとということで、ロードマップでも書いてございますけれども、そういう中で、大中型まき網については、サバ類もそうですけれども、これまでも海域なり期間を区切ったIQ的な管理をやってきたという経験があって、この海域についてはそういう準備が、この海域、この期間であれば準備が整っているということで、法に基づくIQを導入するという、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○坂本委員 分かりました。マイワシの資源量に関しては、聞いたらちょっとびっくりするようなあれだったんですけれども、そういうことであれば、またこの後369号の方でその辺りの質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中分科会長 他にございますでしょうか。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 すみません。ありがとうございます。

ここで尋ねていいのかどうか、ちょっとよく分かってないんですけれども、24ページで、まいわし太平洋系群のIQ管理区分に対する国の留保枠の取扱いというところの御説明で、令和4管理年度からはIQ管理区分について国の留保の追加配分の対象としないというところがあるんですが、これは国の留保分というのは変わらず取っておいて、だけ

れどもこのIQでは留保は当てにしないでねという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○田中分科会長 室長、どうぞ。

○資源管理推進室長 国の留保は、基本的には、TACとして設定される総量の中から外国漁船が日本のEEZで操業するという場合にそこに割り当てる分と、あと、先ほどの75%ルールのような形で必要に応じて追加するという分、そういったものを含めて国の留保を取るということをございます。ですので、これも後ほど御説明しますが、まいわし太平洋系群については国の留保を一定程度取るということをございます。

他方で、それで、他の、IQ管理区分以外については、75%ルール等々で必要に応じて追加配分するということですが、IQの管理区分については、IQのそもそもの趣旨が、漁期を始めるに当たって、各者何トンまで獲れますよというのが明確になっていて、それをいつどういう形で獲るかは、各漁業者の裁量で計画して獲っていただきますというのがIQの趣旨ですので、足りなくなったから追加くださいということには合致しないということで、このIQ管理区分については、国の留保から追加配分の対象とはしないと。

一方で、留保だけ、応分、国に取られながら、追加配分もらえないというのは、ある意味、不公平だということで、その見合いの分の半分の数量について、当初時点で上乗せをして、不利益がないようにということをございます。一方で、この留保から上乗せしているということを踏まえれば、この部分がIQ管理期間終わった時点で未利用になれば、国の留保に返してくださいと。総量の方に移すのではなくて、国の留保に返してみんなで使えるようにしましょうという、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

じゃ、なければ、私の方から1つ質問と1つコメントがあるんですけども、この道東沖というのは、多分マイワシが豊漁のときにだけできる漁場で、言わばボーナスの部分ですよね。そういう意味で、みんなで山分けしやすい。これに対して、三陸の沖とか、ずっと獲れる場所なので、そこはなかなか仕分が難しいんだと思うんですけども、均等割にして、実際には時々移転しているということなんですが、その割合はどれぐらいあるのかというのが質問です。

それから、コメントは、空枠というのはどうしても許可でも出てくるわけなんですけれ

ども、例えば一定数量以上持っている者について均等割にするとか、何かそういう附帯条件みたいなのは付けられないかというのが私のコメントです。

以上。

○資源管理推進室長 現状までの自主的なI Qの取組で、移転等、先ほど均等割をベースにして調整していると申しあげましたけれども、大体、移転して余所より多く獲っている量というのは、多くあるいは少なくというのは、1割から2割ぐらいの範囲だということ、そういう実態となっているということでございます。

あと、その割当割合の、実績をこの案では排除をして、均等割ということですがけれども、取りあえず、始める段階ではそういう制限は設けずに均等割でやってみて、問題が生じるようであれば、毎年見直せるような形になっておりますので、そこで考えていきたいということでございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

なければ、それでは、3つ目は資源再建計画ですね、対馬暖流系群の。これについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 すみません。井本です。聞こえておりますでしょうか。

○田中分科会長 よく聞こえております。

○井本特別委員 すみません。先ほど、75%ルールに関しましては、谷委員の方からも発言ございましたけれども、水産庁の方々には柔軟な対応をしていただきまして、誠にありがとうございました。

今回の対馬系のマイワシの再建計画に関してなんですけれども、次の諮問の中でも資源評価の説明があるとは思いますが、9月に境港で水研機構の担当者の方を招いて説明会等の意見交換会を開催いたしました。マイワシの対馬系の評価については、チューニング指数に石川と島根のCPU Eを用いていると伺っております。境港では今回コロナの影響や他地域の漁協を見まして、3か月にわたり船団1日100トンまでという漁獲制限を行っております。また、大中まきについては、今回の75%ルールの改善される前でしたので、実績の方が75%に達したものの追加配分の方は受けられず、操業を停止したという経緯がございます。

漁業者からは、こういった漁獲抑制措置を資源評価上、考慮してほしいという強い希望

がそのときの会議にも多く出ました。資源評価の結果が数字として出される中で、それがTACにつながることに漁業者は強い不安を感じております。非常に難しい問題であることは承知しておりますけれども、このように不確定要素があることを評価に盛り込んでいただけるといった柔軟な対応をお願いしたいというのが、私からの希望でございます。

以上でございます。

○田中分科会長 これはどちらが。御意見賜ったということでよろしいですか。機構の方を配慮してほしいというデータ解析というか。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。

これに関しては、山陰の方を担当しております大下がウェブ上で出席しておりますので、大下からコメントさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田中分科会長 では、大下副部長、よろしくお願ひします。

○水研機構浮魚資源副部長 聞こえますでしょうか。

○田中分科会長 よく聞こえております。

○水研機構浮魚資源副部長 長崎県の大下でございます。いつもお世話になります。

山陰旋網さんとは情報交換などをさせていただいております。先ほど井本委員の方がおっしゃられたことは、重々問題点として承知しておりますので、今後とも山陰旋網さんと十分協議をしながら、どのような調査をすべきかということについて検討していきたいと思ひます。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○田中分科会長 要望は承ったということですが、井本委員、よろしいですか。

○井本特別委員 はい。大下副部長様には非常にいつもお世話になっております。引き続き是非こちらもよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○田中分科会長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

じゃ、なければ、4つ目——山内委員、どうぞ。すみません。失礼しました。

○山内特別委員 すみません。進もうとしたところを、申し訳ありません。

今回の再建計画について、10年後の10年でいわゆる目標管理基準値のMSYレベルを目指すというところは非常に理解しているんですけども、皆様も触れられている次の諮問事項のマイワシの資源評価の表にも載っているんですけども、一方では、2031年までに限界管理基準値、今回、資源再建計画のトリガーになっている限界管理基準値のところま

では、98%の確率でももちろん超えていくということで、ここは確かなんですが、目標管理基準値に行く前に、これは御存じだったら教えていただきたいんですが、通常、再建目標というのも一緒にマイルストーンとして再建計画の場合には設けるかなと思うんですが、これが限界管理基準値であるとするならば、10年で目標管理基準値を達成する前の限界管理基準値というのは、何年ぐらいまでに超えていこうという再建計画になっているんでしょうか。もしあれば教えていただきたい。

○田中分科会長 これは両方かな、水産庁の方と。漁業法と、あと科学的な面と両方あると思いますけれども。

○資源管理推進室長 法律に基づく再建計画としては、10年後の目標管理基準値というところを設定していて、間のいわゆる限界管理基準値をどこかでということについては、定めていないということでございます。一方で、予測どおり進んでいるのか、あるいはそこから遅れているのかというのは、2年ごとに検証していきますので、その中で必要が生じればということに対応していくということでございます。

一方で、これも去年ですか、御説明しましたけれども、すけとうだら日本海北部系群のように、例えば10年で目標管理基準値まで回復できるという予測が成り立たないものについては、暫定目標として限界管理基準値を定めて、そこまで10年でいきましょう、その先はまた進捗に応じて、目標管理基準値までどう持っていくかというのは、考えていきたいと思いますというような形で考えているものはございます。すけとう日本海系群の再建計画については、次の機会にまた同じような形で別紙の4のシリーズとして定めることになるということでございますけれども。

以上でございます。

○田中分科会長 機構の方から何か。

じゃ、福若部長。

○水研機構浮魚資源部長 申し訳ありません。これも大下から回答させていただきたいと思います。

大下さん、お願いします。

○水研機構浮魚資源副部長 今ちょっと、すみません、答えを持ち合わせていないんですが、すみません、もう一度、質問内容をお願いできますでしょうか。

○山内特別委員 ありがとうございます。すみません。

限界管理基準値を今のところ超えていくシナリオといいますか、プロジェクションだと、

限界管理基準値を超えるのはいつぐらいになるというようなプロジェクションが出ているんでしょうか。

○水研機構浮魚資源副部長 詳しくは詳細版に書いていますけれども、2023年から24年だったと思います。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか。

○山内特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 これも何か楽しみといえば楽しみですが、水研の予想どおりちゃんといくかどうかと。営業成績が1勝3敗1引き分けとか。マスコミのいいネタになりそうだなと。

他よろしいですか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 佐々木と申します。よろしく願いいたします。

私、漁業関係者ではなくて、魚の使い手としてこの場にいるんですけれども、一般論としてというか、この資料を拝見して、一般の人間から見てどう見えるかということちょっと御質問させていただきたいんですけれども、今、後ほど詳しく御説明いただけるということなんですけれども、マイワシの対馬暖流系群が資源状態がとても悪いと。これをこのTACを導入することで向上させていくという計画だと思うんですけれども、ここで2031年に目標管理基準値を50%以上の確率で上回るということなんですが、50%以上の基準というのはどういうところから規定されているのか、ビジネスの世界では50%では多分ゴールを出さないと思うんですけれども、ここをどのように決められているのかを、単純な素朴な疑問でお伺いしたいです。

○田中分科会長 よく分かります。

じゃ、室長の方から。

○資源管理推進室長 こちら水産資源ですね、自然環境等にも影響を受けるというもので、なかなかその予測なり何なりというのを、例えば100%こうなりますというのを出すというのは難しいというところが、まず前提としてございます。そういう中で、10年後の達成確率50%というのをどう考えるかということなんですけれども、これは50%ということで、この議論、前も分科会でありましたけれども、これ、伸るか反るかなんです、ということではなくて、50%ということは、10年後、外れて下にいたとしても、そんなに物すごく下

にいるわけではないし、外れて上に、予想よりよかったとしても、ものすごく大きな量になっているわけでもない。

基本的には、考え方としては、1万回でしたっけ、いろんな形でシミュレーションをして、そのうちの5,000回分が線の上であって、5,000回分が下にあるということで、要は10年後その付近にいるんでしょうということです。あまり、そこを100にしないといかん、80にしないといかんとなると、物すごく予防的な数字になって、なかなかそこは実際の理解が得られにくくなるというのがありますし、科学者としても、これは100じゃなきゃいかんのだということではなくて、10年後を基準にして、その付近まで行くということは、例えば12年後に本当にそこまで行くかもしれないし、あるいは逆に8年後にそこまで行くかもしれないしと。そういう概念で50%というのが妥当だろうということで、ここは基本的な考え方として、この資源だけに限らず、基本的には10年後に50%以上の確率で、この目標管理基準値という、資源としてポテンシャルを最大限発揮できる望ましいレベル付近まで持っていきましょうという考え方の基準ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

○佐々木特別委員 はい。ありがとうございました。

○田中分科会長 多分、分かりにくかったと思うんですけども、簡単に言うと、トレード・オフがあるんです。漁獲量を抑えれば確率は高くなる、90%とか。そうすると、今度、漁業者の方の生活が厳しくなってしまうわけですよ。一方で、漁業者の方の生活を考えて漁獲量を上げると、資源量の方はなかなか回復しないわけで、そのバランスということで、漁業法上は回復しなきゃいけないので、5割を切るというのは駄目だろうということで、そのぎりぎりのところで妥協しているというか、そういう考え方じゃないかと思います。

これでよろしいでしょうか。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

私としては、消費者を代表する立場としてここにいるつもりでおりますので、魚を使い続けたい、食べ続けたい消費者の思いと、漁業者さんたちの生活も本当に大切だと思いますけれども、それをバランスさせていくこともちょっと考えていただきたいなというふうに思います。つまり、魚を獲り控えると漁業者さんたちは苦しくなりますけれども、逆にほかの国民は魚を食べられる可能性が増えるわけですよ。ですので、そこもできれば考えていただければ、とても有り難く思います。ありがとうございます。

○田中分科会長 御意見賜ったということで。

他にございますでしょうか。

大下副部長、詳細版を確認したところ、2024年に50%以上の確率で超えることになりま
すということです。これは山内委員へのお答えと思う。

よろしいですか。

それでは、他にないようでしたら、諮問第368号につきましては原案どおり承認し、ま
た、軽微な変更については私に一任させていただきたいと思いますが、それでよろしいで
しょうか。

特段反対がないということで、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとう
ございます。

大分時間掛かってしまいましたが、次に諮問第369号、特定水産資源（さんま、まあじ、
まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群）の令和4管理年度における漁獲可能量の当
初配分案等についてに移ります。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料3-1のセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文の方、読み上げさせていただきます。

3 水管 第1983号

令和3年11月16日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）

に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第369号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量に関する令和4管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちらの諮問、さんま、まあじ、まいわし2系群についての令和4管理年度TACの設定及びその配分についての諮問ということになります。こちらは各資源の資源評価結果等について御説明をし、質疑応答を挟んでTACの設定及びその配分について説明をするという形で進めさせていただきます。

まず、サンマでございます。

サンマの資源評価結果について、水産研究・教育機構の川端副部長から御説明を頂き、続いてNPFC年次会合の結果について、水産庁国際課漁業交渉官の福田の方から説明をいたします。

○水研機構広域性資源部副部長 水産資源研究所の川端です。説明させていただきます。

13ページの資料3-2に沿って説明させていただきます。

サンマの資源評価は、国際資源としてNPFC、北太平洋漁業委員会で行われております。ここでは生物情報、漁業情報を紹介しまして、それらに基づく資源評価結果の概要を説明させていただきます。

めくっていただきまして、右下に3とあるスライドの3を御覧ください。サンマの分布域と生物学特性の概要です。見ていただきたいと思いますけれども、近年は本邦の南側の黒潮域に南下する魚群やその産卵量が減少しておりまして、水色で示すような本邦の近海で我が国の漁船が主な漁獲対象とする魚群の量が、少なくなっているという特徴がございます。

次に、スライドの4を御覧ください。水産機構では、2003年以降、毎年6月から7月に調査船のトロール調査で資源量調査を行っておりまして、右図にあるような調査海域を図のような東西3つの海域に便宜的に分けて、サンマの分布量を推定しております。この分布量の年推移を見ますと、本邦近海の1区、赤で示した分布量が2010年に大きく減少しまして、その後も少ない状況が続いて、最近は極めて少なくなっております。調査海域全体でも、近年は減少しておりまして、2021年は、推定できなかった2020年を除いて、過去最低でした。2020年につきましても、右下の図で調査をできた海域の部分を見ますと、2021年よりも分布量が少なかった可能性が高いと見られております。

次に、15ページのスライド5を御覧ください。これは漁獲量の年推移になります。日本を含めて6つの国・地域により、主に棒受け網漁船で漁獲されております。日本の漁獲量、赤で示しておりますけれども、2015年以降大きく減少しまして、直近の2020年は3万トンと、1950年以降最低となっております。全体の漁獲量も最近は減少しておりまして、2020年は14万トンとなっております。

次に、下のスライドの6を御覧ください。各漁業国・地域の漁船のサンマの獲れ具合を示すC P U Eの推移になります。これは資源量の多い少ないの指標となります。ここでは平均に対する比率で示しております。年推移を見ますと、各漁業国・地域によって年変動に違いがありますがけれども、2015年以降で見ますと、2018年にちょっと上がりましたけれども、全体的に減少傾向にありまして、2020年は2019年を下回って、更に減少しているという状況になっております。

次に、めくっていただいて、スライドの7を御覧ください。N P F Cにおける資源評価の実施内容です。今回御説明する評価結果につきましては、2019年までを対象としまして、今年の1月の科学委員会特別会合で実施されたものとなっております。データとしましては、先ほどの資料で示したような漁獲量、標準化C P U E、あと日本の調査船の推定分布量を用いまして、統計モデルを使って資源量や漁獲の強さを推定し、資源状態を評価しております。

次に、ちょっと飛ばしていただきまして、スライドの10を御覧ください。これは資源状態の評価をまとめたものです。推定された2019年までの資源量、漁獲割合をM S Y水準との比で表しております。M S Y水準というのは、持続的に最大の平均漁獲量が見込まれる水準として推定されたもので、適切な資源量、漁獲割合の水準とされています。

左の資源量の年推移を見ますと、2000年代後半以降、減少傾向で、2015年以降はM S Y

水準を下回って、最近は過去最低水準でありまして、減り過ぎている状態と評価されます。中央の漁獲割合の経年変化を見ますと、おおむね増加傾向が続いておりまして、近年はMSY水準を上回っておりまして、漁獲の強さが過剰であると評価されます。右の図は神戸プロットで、資源量、横軸で、縦軸を漁獲の強さとして、MSY水準との比で各年をプロットしたものです。白丸で囲っている最近5年間は、資源量が減り過ぎて、漁獲量生産は過剰である赤い領域に入っております。資源評価の計算、2019年までですが、左下にCPUの推移を2020年まで示しておりますけれども、先ほども触れましたとおり、2019年を下回っていて、資源量が更に減少した可能性が高いと見られております。

スライドの11に結果の概要をまとめております。このような評価結果から、科学委員会から、管理に向けましては、資源状態や2020年のCPUを考慮しまして、サンマの資源の持続性を確保するために、更なる管理措置を検討すべきという旨の勧告が出されております。

最後、スライド12に資源評価に関する今後の予定の概要を紹介しておりますので、見ていただければと思います。

以上で終わります。

○漁業交渉官 続きまして、北太平洋漁業委員会（NPF C）の第6回年次会合の結果について説明をしていきたいと思っております。

資源管理部国際課の福田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料3-1の19ページ目になります。お聞きください。北太平洋漁業委員会（NPF C）第6回の年次会合の結果についてでございます。NPF Cにつきましては、北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景としまして、国際的な資源管理の枠組み作りを進めるという観点から、平成27年に設立された比較的新しい国際機関でございます。沿岸国として、日本、ロシア、そして遠洋漁業国として、中国、韓国、台湾、バヌアツ、そして非漁業国としまして、米国、カナダの8か国・地域がメンバーとなっております。

資料の20ページ目をお聞きください。第6回のNPF C年次会合が本年2月23日から25日にウェブで開催されました。2年前に合意された措置から、漁獲数量規制を40%削減するという措置が合意されております。具体的には、サンマ分布域全体の総漁獲可能量を33万3,750トンとする。そして、うち、NPF Cの条約海域であります公海での漁獲枠を19万8,000トンに削減するということが合意されております。また、条約水域外になります

けれども、沿岸国である日本とロシアは、それぞれの200海里水域内の漁獲量を13万5,750トン以下に抑えるよう協力をするというこゝも、この保存管理措置の中で規定されております。なお、日本とロシアは自国EEZ内でのTACを公海の操業に転用できる、振り替えることができるといったこゝも、この措置の中で規定されてございます。

この本年2月の会合で合意された漁獲可能量等については、2021年、2022年の2年間適用されるということで合意されております。また、直近の資源指標の動向に応じて、タイムリーに漁獲枠の調整が行えるよう、今後2年間かけまして漁獲管理規則の策定に向けた検討を開始するというこゝも、併せて合意されました。

資料、20ページの下のところでございますけれども、総枠、うち公海分、公海での国別上限、そして日ロの200海里水域での漁獲量規制についての数字を、前回の合意と今回の合意で比較した数字を掲載させていただいております。

以上、簡単でございますけれども、第6回NPFC年次会合におけるサンマの保存管理措置について説明をさせていただきました。

次回、第7回のNPFCの年次会合は、来年3月28日から30日の日程で開催予定となっております。本年12月に科学委員会が予定されていまして、新たなデータの更新も行いながら、直近の資源状況あるいは漁獲状況も踏まえた形で新しい科学評価がなされるということでもあります。その結果を踏まえながら、来年3月の年次会合において必要な見直しを行っていくということで考えております。

以上、NPFCの第6回の年次会合についての状況について説明をさせていただきました。

○田中分科会長 続きますして、マアジ2系群、あと、マイワシ2系群の資源評価結果について、水産研究・教育機構の福若部長から御説明を頂ければと思います。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。福若です。

資料、23ページ目を御覧ください。まず、マアジ太平洋系群の資源評価結果について御説明させていただきます。この23ページ目の下のスライドですけれども、マアジの太平洋系群は、東シナ海を主産卵場にする群れと、それから九州、本州沿岸で産卵する地先群が、2つの群れがあります。

次の24ページ目に移ってください。そのマアジ太平洋系群の漁獲の動向でございます。それは上の図を御覧ください。漁獲量に関しましては、2019年、2020年は1.6万トンと低い水準で推移しております。

下のスライドを御覧ください。資源評価の流れを示しています。資源評価は、これまで、2020年までの年齢別の年別漁獲尾数とか加入量の指標値を用いて、チューニングVPAという計算方法で過去の資源量を計算しております。それに2021年の新規加入量を仮定します。これは、これまで得られた再生産関係、これはどれぐらいの親からどれぐらいの子が生まれるか、生き残るかという再生産関係と、それから計算した2021年の親魚量から算出して、新規加入量を仮定しております。このようにして、どんどん前進計算をしていきます。ただ、前進計算ですが、これはあくまでも仮定に基づいた前進計算をしていくということになります。2022年の漁獲量も推定されますので、それがABCの基になるということになります。

次の25ページ目を御覧ください。そのようにして計算した過去の資源の動向です。この資源量の動向というのは、1990年代の途中から減少傾向にあります。2020年は3.3万トンと推定されております。

下の図を御覧ください。このMSY、先ほどのサンマの説明でもありましたが、最大持続生産量ということになっております。このMSYは、過去の再生産関係、親と子の関係に子供加入量の変動を考慮しまして、シミュレーションによって求めた値です。この横軸が親魚量の平均値、それから縦軸が漁獲量の平均値になります。この漁獲量の平均値の最大になるところがMSYということになります。限界管理基準値はMSYの60%に相当する親魚量、それから禁漁水準というのはMSYの10%に相当するものとしております。マアジ太平洋系群のMSYは3.8万トン、それからMSYを実現する親魚量、目標管理基準値ですが、これが6.0万トンとなっております。

次の26ページ目を御覧ください。上の図、これもサンマの御説明で出てきましたけれども、神戸プロットと呼ばれるものです。横軸は、先ほど求めましたMSYを実現する親魚量と、それから年々の親魚量の比でございます。それから、縦軸は漁獲圧の比とありますが、MSYを実現する漁獲圧と年々の漁獲圧の比でございます。これの1と1がぶつかるところ、1の線と1の線、縦と横にありますけれども、この線で区切られた区域の左上の部分は資源が危機的な状況にあるということ、それから、右下の緑のところは安全なところにあるということになります。2020年の親魚量はまずMSYを実現する親魚量を下回っております。それから、2020年の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っております。ということで、赤のところにあるということになります。

次に、26ページ目の下の表を御覧ください。先ほど御説明ありましたが、漁獲シナリオ

というのが事前に決まっておりますので、この漁獲シナリオ、2022年以降は β を0.8、この β というのは、先ほどのMSYを実現する漁獲圧、 F_{msy} に掛ける係数でございます。この F_{msy} よりも、0.8ですからやや下側にして漁獲をしましょうということになります。この漁獲シナリオに基づき算定される2020年の漁獲量は、4,000トンということになります。

次に、マアジの対馬暖流系群について御説明いたします。

27ページ目の資料を御覧ください。27ページ目の下のスライド、これはマアジ対馬暖流系群の分布・産卵場と回遊の模式図でございます。産卵場、先ほどマアジの太平洋系群では東シナ海にも産卵場があるというふうに御説明いたしましたが、このマアジ対馬暖流系群も東シナ海の南部、東シナ海の産卵場の群れが来遊いたします。九州、それから山陰沿岸から日本海北部沿岸の広い海域にもこの系群の産卵場がございます。

28ページ目を御覧ください。このマアジ対馬暖流系群の漁獲量の動向でございます。2020年の漁獲量は12.5万トンで、このうち韓国が4.5万トンで、日本が8.0万トンということになっております。資源評価の流れは、先ほどのマアジ太平洋系群と同じなので、割愛させていただきます。

29ページ目を御覧ください。資源の動向でございます。過去の資源の動向です。これに関しては、マアジの対馬暖流系群は、資源量は近年、増加傾向です。2020年に40万トンを上回りました。親魚量の動向は増加傾向です。

それから、下の図ですが、マアジ対馬暖流系群のMSYですが、MSYは15.8万トン、MSYを実現する親魚量、目標管理基準値ですが、これが25.4万トンとなっております。

次のページ、30ページを御覧ください。30ページ、先ほど説明しました神戸プロットでございます。マアジ対馬暖流系群の2020年の点は、緑のところにあります。現在の親魚量はMSYを実現する親魚量を上回っております。また、現在の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を下回っております。

下のスライドを御覧ください。事前に決定された漁獲シナリオですが、2022年以降は $\beta = 0.95$ となっております。この漁獲シナリオに基づいて算定される2022年の漁獲量は、17.1万トンということになりました。

引き続き、マイワシ太平洋系群の御説明をさせていただきます。

資料、31ページを御覧ください。下の図は、マイワシ太平洋系群の分布を示した図です。太平洋に分布する群れですが、このマイワシ太平洋系群の産卵場は、四国沖から関東の近

海までとなっております。

32ページ目を御覧ください。上の図は漁獲量の動向を示しております。漁獲量、かつて1980年代、非常に高い水準でありましたが、一時、非常に低い水準になりまして、その後2010年代に増加傾向に転じております。2020年は62.2万トン、漁獲されました。

32ページ目の下の図、資源評価の流れに関しては、マアジと同様ですので、割愛させていただきます。

33ページ目の上の図です。これは過去の資源の動向です。資源の動向は、漁獲量と同様に近年、増加傾向となっております。2020年は320.7万トンまで増加いたしました。

33ページ目の下の図でございます。これはMSYを示しておりますが、MSYは38.9万トン、それからMSYを実現する親魚量、これが目標管理基準値ですが、これが118.7万トンとなっております。

次の34ページ目を御覧ください。34ページ目の上の図が神戸プロットです。この大きい図の左側の点線に囲まれた部分を拡大して、右に示しております。これの2020年の親魚量は、MSYを実現する親魚量を上回っておりますが、2020年の漁獲圧は、MSYを実現する漁獲圧を上回っております。

この下の図、34ページ目の下の図を御覧ください。この赤枠で示したのは、2024年以降の漁獲シナリオですが、22年から23年までは、親魚量によらず、 β は1.2で漁獲しようということに同意されております。その漁獲シナリオに基づいて算定される2022年の漁獲量は、79.1万トンとなっております。

次の35ページ目を御覧ください。先ほども議論にありましたが、マイワシの太平洋系群の加入は、高い加入期にあるのか、それとも通常加入期にあるのかという議論がございました。現在、2020年の加入量に関しましては、右上の図を御覧ください。この赤の線が通常加入期の再生産関係を示しています。赤の点線がそのデータの90%を含む点線、それからこの青の線、これが高加入期を示す線です。この青の点線が90%を示す線です。そうしますと、2020年というのは赤と青の間にあるという状況でございます。これだけでは、高加入期にあるか通常加入期にあるかというのは、なかなか判断できないということになります。

次の35ページ目の下の図を御覧ください。これは、過去、我々が経験した1970年代後半から80年代の高い加入期にあったときの環境条件を示しております。かつてその80年代の高加入期の時代には、アリューシャン低気圧、これはベーリング海、アジア大陸と北米大

陸の間にある海です。ベーリング海です。かなり北の方にあるところです。アラスカの西側にある。そこに冬になると低気圧がたまってくる。昔の漁師さんは低気圧の墓場なんて呼んでいましたけれども、その低気圧が強くなると、マイワシが増えると。風が吹けば桶屋がもうかるみたいな話を我々は信じているわけですが、そういう状況が生じました。その時点でアリューシャン低気圧は強かったんですが、近年のアリューシャン低気圧は弱くなっております。

それから、36ページ目の上の図を御覧ください。かつて80年代の頃には、親潮の南下が非常に強かったという状況でございます。ところが、近年は親潮の南下は非常に弱くなっております。

それから、36ページ目の下の図は、これは80年代の産卵場は、かつては九州の南のところ、鹿児島島の南のところ非常に大きな産卵場が形成されましたが、この右の図、これは2021年の産卵調査の結果なんですが、この薩南、鹿児島島の南では余り大きな産卵場が形成されていなくて、関東の周辺に産卵場が形成されているということが分かります。

ということで、37ページ目の上の図、上の文字のところですが、そこに現在の加入期に関連する環境条件を示しております。北太平洋の気候が異なる、アリューシャン低気圧が弱い、それから春の親潮の勢力が弱い、それから薩南の——鹿児島島の南ですね、これの産卵場の拡大が見られないということで、過去の高加入期と同規模の加入期が生じるかどうかというのは、今のところ不確実であるというふうに考えております。

ちなみに、37ページ目の下の図ですが、6月・7月に我々水研が実施した調査の結果ですが、下の折れ線グラフを見ていただきたいと思っております。ゼロ歳魚、去年、2020年よりは大きく下がっているように見えますが、この2017年から2021年は依然として高い水準にあるというふうに我々は考えております。

次に、39ページ目を御覧ください。マイワシ対馬暖流系群の資源評価結果を御説明させていただきます。下の図は、分布域・産卵場を示した図ですが、マイワシ対馬系群の産卵場というのは、九州の西岸から能登半島にかけての東シナ海、日本海側の沿岸域になっております。

40ページ目を御覧ください。漁獲の動向ですが、こちらも同様に、近年、増加傾向です。2020年の漁獲量は、7.3万トンというふうになっております。

40ページ目の下の図の資源評価の流れは、これまでと同じですので割愛させていただきます。

41ページ目の上の図、資源の動向ですが、近年、資源量は増加傾向です。そして、親魚量の動向も増加しております。

41ページ目の下の図、マイワシ対馬暖流系群のMSYですが、MSYは33.8万トン、MSYを実現する親魚量は109.3万トンとなっております。

42ページ目を御覧ください。神戸プロットです。この右上の拡大図を御覧ください。右上の2020年は黄色のところでありまして、現状の親魚量はMSYを実現する親魚量を下回っておりますが、現状の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を下回っております。

そして、42ページ目の下の図です。事前に同意された漁獲シナリオは、2022年から23年までは、親魚量によらず、 β を0.8として漁獲します。それから、2024年以降は β を0.75として漁獲するということになります。2022年は、 β 、0.8で漁獲しますので、漁獲量は9.7万トンということになります。

私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

○田中分科会長 それでは、一旦ここで切りまして、資源評価についての質疑に移りたいと思います。

御意見、御質問等ございますでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 マイワシの太平洋系群に関する科学的な知見に基づく現状の評価というのは、4つぐらいの項目があって、極めて妥当だと思います。とはいえ、回復するプロセスはふ、以前、研究者が考えていた期待とは違うような振る舞いです。あまり急激な増加にはならなくて、レジーム・シフトの変動からすると、もっと大きな変動が、つまり増加が期待できたはずでしたが、そうならなかった理由の検証に関する科学的見解は、何かあるんでしょうか。

○田中分科会長 福若部長。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。

我々、マイワシ、寒くなったら増えるという魚だと思っておりました。一時期寒かったわけですが、2000年代の初めの頃、最近は暑くなってきているということ。

それから、やはりマイワシの漁獲、先ほどごく簡単に御説明させていただきましたが、数十年規模で非常に高い水準と非常に低い水準が交互に現れるという、中長期的な波を持っているというふうに考えております。この中長期的な波というのはどのようにして生じるかという、この気候、それから太平洋での海洋環境が、そういう20年から30年のスパ

ンで大きく変動しているからだというふうに考えております。

現在、35ページ目の下の図に示したように、その20年、30年の大きな波に関しましては、それほど大きな、マイワシが非常に高い水準になるような、そういう環境では今のところないということになっていると考えております。

ということで、緩やかに増加中にはありますけれども、過去のような爆発的な増加というのは、現在のところは見られていないのかなというふうに考えているところでございます。

○木村委員 多分、気候のディケイダルなスケール、20、30年規模の周期と、それからレジーム・シフトもあるもので、波動がいくつかあるんだろうと思います。ちょっとその辺の研究も是非進めていただく必要があり、我々が知っているレジーム・シフトの山、2つは、まだ二つしか知らないですよね。、今回のこれが実は3つ目なんですよね。正確に知る、是非それに対する研究の在り方が必要で、そこに予算を配置していくと、多分サンマやアジなど他種につながっていくので、是非そのような研究を進めていただいて、水産庁もそのようなところに予算配分をするように、お願いしたいと思います。

○水研機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。

特に最近、サンマも含めて、イカも、それからサケ・マスに関しても、不漁が昨年非常に大きな問題になりまして、水産庁さんからもそのような気候とそれから資源に関する関係を一生懸命研究しろというリクエストも頂いておりますし、また、私どもの機構の中でもそういうプロジェクトを立ち上げて、魚の資源とそれから気候変動、間の関係を早急に明らかにしようと、現在、中でも研究を進めているところでございます。どうもありがとうございました。

○田中分科会長 よろしいですか。

他に。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 ありがとうございます。

色々御説明を頂いて、ありがとうございます。イワシのお話のところは、非常に色々ストーリーがあるようなんですけれども、サンマの方はどうなのかなというのが疑問にありまして、何年か前にサンマが非常に不漁になり始めた頃から、日本の漁船が行かないような遠い海域で、外国漁船が獲ってしまっているとかいうような噂があったかなと思います。でも、お話を伺うと、遠い海域でも資源いらっしやらないみたいで、これは漁獲割合がM

S Y水準、上回っている過剰な漁獲であるという御説明はあったんですけども、これで説明がされるものなんでしょうか、それとも、何か他にも色々ストーリー考えていらっしゃるんでしょうか。その辺りのところを、このサンマの不漁についてお伺いできればと思います。

○田中分科会長 川端副部長、よろしくお願いします。

○水研機構広域性資源部副部長 川端です。

サンマにつきましては、まず減り始めたときが2010年なんですけれども、これはちょうど実はマイワシの太平洋系群が増え出したときなんですけれども、ここでやはり何か変化があったというふうには見ております。サンマはもともと流れ藻に卵を産み付けるとか、そういった特性があって、ただ卵を産み出すと沈んでしまうので、何かに付けなくてはいけないということで、サヨリとかそういったものの仲間で、もともとは日本の周辺の黒潮域、そこが本来の主要な産卵場だったというふうに考えられるんですけども、そこに来て産卵する魚というのが減ってしまったんです。これが、ちょっとはっきり分からないんですけども、そういう状況が起きてしまって、その後、戻ってくる魚をかなり強い漁獲圧で獲ってしまったりということもあって、そういった……。

産卵場は、実は黒潮域から更に東の黒潮続流まで、非常にどこでも産卵するような魚でもあるので、獲り尽くしてしまうというようなことにはならないんですけども、先ほど言ったような主要な黒潮域で産むような魚が減って、そこに戻ってくるような魚に対してかなり漁獲圧が高かったとか、そういったこともあってですね。

沖で生まれた魚は、更に沖で、東への流れというのがありますので、沖で産むと、更に一旦東に流れてからまたこちらの西側の黒潮域へ帰ってくるということなので、遠くになってくるんです。ちょっと戻りにくくなるというもあって、そういった悪循環もあって、なかなか日本の近海での資源量というのは、減ってしまっているという状況です。

理由についてはなかなか分かっていないんですけども、親潮が弱まったと先ほどちょっと説明ありましたけれども、それから黒潮がすごい強くなっているということです。あと、プランクトンの状況も変わってしまっていて、実はサンマも餌としていますし、マイワシとかも餌としているような、カイアシ類を中心としたプランクトンなんかの分布量が減っているというふうなことを、我々の研究所で研究しておりますけれども、そういったこともあって、なかなか魚にとってあまりよくないような状況にはなっていて、そういった状況なのに漁獲圧が高いというふうなことが効いているというふうには見ております。

ということで、具体的にどうなったから減っているとかということは、ちょっとはっきりは分からないんですけども、よくない状況ではあるということです。

それから、ちょっと長くなってしまいますけれども、80年代はサンマの漁獲量というのは減って、資源量も一旦減ったんですけども、実は80年代というのは、黒潮域での産卵というのは結構あったんです、サンマが。ですから、その状況とはちょっと違うんです。それで、先ほどマイワシも80年代の状況とは違うということにも関係するかなと思いますけれども、そういったことで、歴史はちょっと繰り返していないというような状況です。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか。

山内委員。

○山内特別委員 すみません、3つほど質問をさせてください。

1つは、3の資源の状態についてなんですけれども、今回の資源評価の前の評価では、枯渇状態にはあるけれども過剰漁獲には陥っていないということで、 F は F_{msy} を超えてはいないという評価だったかと思うんですが、今回、これが過去をもう一度新たな資源状態を見たときには、2015年ぐらいから過剰漁獲には陥っていたんだろうという評価になっているかと思います。この変化というのは、何かデータであったりですか、手法、何かが変わったことでこの結果に変化が出たのか、又はどういった理由があったのか、お聞かせいただければと思います。

あと、2つ目は、サンマのN P F Cの保存管理措置についてなんですけれども、今回4割という削減ができたということは、本当にすごく大きな前進だと思っております。ただ、この後もまだまだその漁獲戦略をどう立てていくのか、又は再建をどうやっていくのかということには、非常に各国の思惑もあって難しいのかなと思うんですけども、1つ、次、第8回年次会合ぐらいからは、漁獲管理規則を策定していきたいということで頂いているんですが、これについて、いわゆる漁獲戦略といいますか、どういった目標までサンマの資源状態を回復させるみたいなのも、又は限界管理基準値みたいなのも、科学委員会の今後の成果をもってそういったものも定まっていく形でできていく漁獲管理規則になっていきそうなのかということ、教えていただければと思います。

あと、3点目に、マアジなんですけれども、先ほどの諮問事項でも、マアジは二つの系群を1つの管理の枠組みでというお話があったかと思います。ただ、2つの系群の資源状態を見ると大分、資源状態が違うなと思うんですけども、枠組みがどうかという前に、

この差異というのは、実際に産卵域も似ているというところと漁獲している部分が違うというのはあると思うんですけども、どういったところにこれだけ同じ枠組みで管理していても差異が出てくるのかということ、もし教えていただければと思います。

すみません、長くなり。

○田中分科会長 1点目と3点目は研究所の方ですかね。

○水研機構広域性資源部副部長 まず、資源評価の結果についてですけども、前回の資源評価のときにはちょっと私、これに直接関わってなかったというのはあるんですけども、結構データもどう使うとか、見直しとかもあつたりとか、例えばCPU Eというのを使っていますけれども、これを標準化というので、できるだけ資源状態を表すように、CPU Eってどうしても漁船の能力とか、あと獲る時期とか、そういったものの影響を受けるので、できるだけ資源量のトレンドが合うように数学的な処理するんですけども、その処理の仕方とか、そういうので結構状況も変わってきますし、それから、そういうのから独立した情報として、我が国の調査船調査で資源量、分布量を推定しているんですけども、これについて、ほかの国がちょっと信頼性はどうか、いろいろあつて、その使い方とかで、不確実性をどう入れるとか、そういったものもあつて、なかなかそういうところで、前はそういう結果だったと思います。

それで今回はこういう結果になりまして、この後、今どういうデータをどう使うかということ、先日の小科学委員会で議論して、まとまって、それで今みんなで計算をしていて、12月の会議でそれをまとめて提出するというふうな、そういうふうな方向で進んでおります。

○田中分科会長 データのクオリティが高ければ動かないけれども、それほど高くないから、新しいデータを追加すると動いてしまうということですね。

どうでしょうか。じゃ、3番目。先に。じゃ、サンマで。

○漁業交渉官 NPFCでのサンマの管理についてのご質問です。今年の2月の会議では、これまでの漁獲上限の4割削減ということで、近年レベルから見ても妥当な水準の漁獲枠の方に調整されまして、一歩前進ということで考えておったんですけども、その後、昨年もそうですし、今年もそうですし、直近の状況がよくないということもございまして、今、科学委員会の方で新たなデータに基づく資源評価をしていただいていますけれども、12月に向けてそのデータの資源状態を進め、出てきた資源評価結果に基づいて、必要な見直しについての議論を進めていきたいというふうに考えております。

あと、今後2年間掛けてNPFCの方で検討していきます漁獲管理規則、それについてまだ議論が始まっておりません。1つには、サンマのモデルが将来予測がなかなか難しいと。単年性の魚でもありますし、今のモデル自体が将来予測が難しいということから、あまり将来予測をベースにした漁獲管理規則というのは、なかなか作成できないだろうと。

当面は、日本の調査船による調査データ、資源量調査をやっておりますけれども、毎年新しく出てきた零歳魚、1歳魚、その資源状況を調査船で定点観測みたいな形で広く情報収集をしておりますので、既存のTACをベースとしながら、そういった毎年の調査船調査で出てくる資源量インデックス、そこで調整するような枠組みから始めていくのかというふうに考えておりますけれども、いかんせん、これ自体NPFCでの議論次第でございますので、日本の考え方と各国の考え方で違う部分も出てこようかと思っておりますので、議論次第かと考えております。

○田中分科会長 アジは、もともと系群問題がありますよね、そもそも分かれているのかどうかという。

○水研機構浮魚資源部長 ありがとうございます。

系群問題ございますが、まずは資源動向の差異について、各担当のまずは太平洋系群は船本、それから対馬暖流系群は大下の方から回答させていただきます。

まず船本から。

○水研機構浮魚資源副部長 質問ありがとうございます。

まず、マアジについてなんですけれども、やはり大きな目で見ると、東シナ海、対馬暖流系群というのは非常に大きな資源でありますし、それに比べて太平洋系群というのは、そもそもとしてポテンシャル的にはかなり小さい資源であります。なので、そういったものを例えば管理である1つの基準とかで管理した場合には、やはりどのような漁獲圧が掛かっていくかというのは、資源によって変わってきてしまうと。それによって、場合によっては、太平洋系群にとっては高い漁獲圧が掛かり得るということはあるということです。

そういったもので資源変動というものは変わっていくでしょうし、あとは、やはり住む海域がそもそもとして違いますので、対馬暖流系群というのは東シナ海から日本海にかけて生息していますし、太平洋系群というのはその名のとおり太平洋側の非常に沿岸域に生息していると。そうすると、住む海域も変わって、その結果、もちろんさらされる環境というものも違いますので、恐らく加入量変動メカニズムというものもかなり変わってくるでしょうと。

ですから、そういったものが変わってくることによって、根本から資源の変動パターンというか、メカニズムが違いますし、更には掛かってくる漁獲圧も変わってくるということで、資源の変動パターンというのは、当然2つの系群で変わってきてもおかしくないというようなことになっていると思います。

以上です。

○水研機構浮魚資源副部長 大下です。マアジ対馬暖流系群の方を御説明いたします。

先ほど船本副部長がおっしゃられたこととほぼ一緒なんですけれども、対馬暖流系群の方が本州にとって主たる分布域に生息しているというふうに思いますので、その主たる分布域に分布するマアジの大部分の資源量をカバーしているというふうに考えております。引き続き両系群、情報交換をしながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか。

大体10倍ぐらい、資源量でいうと。ちょっと向こうの資源がこっち来ただけで変わってしまうようなストックで。

川原委員、どうぞ。

○川原特別委員 ありがとうございます。

先ほどもしかするとお伺いした方がよかったのかもしれないんですが、マイワシで外国漁船がEEZ内で漁獲することがあるということで、一応配分を見込んでいるということなんですが、どれぐらいの漁船が入ってくるのかということと、どのように入漁してくるのかということをもっと教えていただきたい。

あと、もう一点目が、NPFC、今回サンマについて進めていただいているかと思うんですが、同じ条約内でマアジですとか、マイワシ、マサバも該当の魚種かと思えます。これらの魚種の条約内での資源評価と資源管理措置、なかなかまだ進んでいないかとは思いますが、特に海外の漁船に関してですけれども、今後の予定ですとか優先度合いを教えてくださいなと思います。なるべく本当はスピード・アップしていただければなと思っています。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 2点、最初は推進室長ですか。

○資源管理推進室長 先ほど、マイワシ太平洋系群の外国船への割当てということですが、基本的に、国が取っている留保の中でどれぐらいが外国船に割り当てる分ですよというのは、交渉上そういうことを公にすると不利になりますので、申し上げていないと

いうことです。具体的にはロシアとの関係ということになりますけれども、ちなみに、近年というか昨年の操業に関して割り当てた量は、2万トン程度ということになっております。

以上でございます。

○田中分科会長 サンマについては。

○資源管理推進室長 質問、サンマの何。すみません。

○田中分科会長 じゃ、もう一度後半の部分。

○川原特別委員 後半は、NPFCは今サンマを進めていると。その他の魚種についての今後の予定ですとか、優先順位的なものをどのようにされているのかというのを教えていただきたいと思いました。

○漁業交渉官 漁業交渉官の福田です。

サンマについては、数量規制、あと船の許可隻数制限なども含めて実施してきているわけですが、マサバだとかマイワシ、そしてスルメイカ、アカイカについても各国の許可隻数制限というのを導入しております。資源評価につきましては、マサバが現在進行中でございます。どういったモデルで評価していくかと。日本の評価モデル、中国が推薦する評価モデル、ロシアが推薦する評価モデルでございますけれども、それぞれの性能評価をしながら、どのモデルを使っていこうかということで、サンマの次に続いていくのがマサバの資源評価だと思っています。

あと、NPFCにおける優先魚種としまして、マイワシ、スルメイカ、アカイカと、これらについて順次、資源評価作業を進めていって、資源管理措置の強化を図っていこうということになっておりますけれども、先ほど御指摘にありましたアジについては、公海域での漁獲実績というのはほとんど報告されていない、条約水域が公海だけでございますので、そういった状況でございますので、今のところ具体的な作業については目途が立っていないという状況でございます。

○川原特別委員 ありがとうございます。

魚種が増えることになかなか大変かとは思いますが、やはり資源状態、皆さん心配しているところだと思いますし、いろいろな方の目というのは、NGOだとかの目もあるかと思っておりますので、なるべくスピード・アップして進めていただいで、漁業者が漁獲をしやすい環境にしていいただければと思います。よろしくお願いたします。

○田中分科会長 要望を承ったということですのでよろしいですね。

今の点は、産卵場は日本の国内にあるわけだから、国連海洋法条約上はストラドリ
グ・ストックなので、我が国の主権を侵害しないようによろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

これは質問ではなくて、要望というか意見というかなんですけれども、私がこの神戸プ
ロット、チャートを、実は、すみません、不勉強なんですけど、初めて拝見しました。これ、
こういうものがあるんだということにすごく感動しまして、是非、今後これをいろんな魚
種で作って、国民に対して発表していただきたいというのが、今回お願いしたいことで
す。

というのは、私は今、50人弱ぐらいのトップ・シェフと言われる料理人さんたちと一緒
に、持続可能な海に向けて、何とか私どもができることがないかということを探索してい
る状況なんですけれども、料理界においては、持続的な漁獲で獲られた魚を何とか使って
いきたい、そして、その頑張っている漁業者さんたち、今、改革で大変な思いを
されていると思うんですけれども、皆さん頑張っていると思うので、そういう
方々を何とかサポートしていきたいという思いはすごく強くございます。これをプロット
を出して、できるだけ持続可能な方向に向かっている方々を知るためにも、是非
こういうものを活用していきたいと思うんです。

私ども、国際的ないろんなコネクションもございますので、アメリカの例えば料理人と
お話をすると、必ずシーフード・ウォッチを見ているみたいな話が出てくるわけです。長
いこと、こういうものが日本にもあればいいなとずっと願っていたものですから、これを
拝見してすごく驚愕しまして、不勉強を同時に恥じたんですけれども、是非こういうもの
をたくさん作っていただいて、いろんな魚種に対応していただければ、私どもも料理界と
してサポートできる場所が多分にあるのではないかと考えております。どうぞよろしく
お願いします。

○田中分科会長 御意見賜ったということで。水産庁は80魚種でしたっけ、200魚種か、
全部こんな表ができるかどうかは分からないですけれども、20～30種類ぐらいはすぐでき
るんじゃないかと思っています。

よろしいですか。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

三浦委員。全漁連の三浦委員、お待たせしました。

○三浦委員 すみません。全漁連の三浦でございます。

サンマについての質問ですが、サンマの資源量というのは10年ぐらい前までは400万トン以上があって、無尽蔵にあるようなことを言われていたわけです。日本でも20万トンから25万トン以上の漁獲を続けていて、資源への影響の懸念から、ある一定量の漁獲があると、自主的休漁等を行い、漁獲制限をしながら行ってきました。

そして、近年、外国漁船が10年以上前ぐらいから漁獲が増えてきていますが、今まで研究者の方も含めての説明だけでは、ここまで資源量が減少してしまうというのは、なかなか理解ができないというふうに思っているところでございます。そしてまた、あんなに大量に漁獲されていたものが一気に減っていってしまうような、そんな大きな変動みたいなものがサンマにも何か起こっているのではないかと思っているところでございます。このような状況の中、サンマの資源についての考え方について教えていただきたい。

あともう一点が、第6回のN P F Cの年次総会のところの漁獲割当て、これを見ても、今、現実問題、漁獲している量よりも全部少ない値となっている。そのような状況になっていることも知っていただきたい。

また、E E Z内の漁獲割当てのところで、日本とロシアで13万5,750トンとなっていますが、これはロシアと日本で数量をどのように分けあっているのか、教えていただければと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 これは交渉官の方……、誰がお答えしますか。

○水研機構広域性資源部副部長 水産機構、川端です。

サンマの資源の減少についてなんですけれども、説明でも申しましたとおり、2010年以降、サンマ、特に日本の近海の資源が減少しました。これというのは、漁獲によって減ったというよりは、やはり何かしらの環境要因によって減少したというふうに見ております。減少したところに結構、外国漁船ですとか、我が国も獲っているわけなんですけれども、漁獲圧が掛かって、更に悪影響を与えたというふうに見ております。

サンマが変動を繰り返すかという点につきましては、1980年代、マイワシが非常に多かったときには、やはりマイワシ資源というのは減少しまして、それで、本来漁場となっていた道東とか三陸の海域にマイワシが大量に分布していて、サンマがそれを避けるような感じで分布したりとか、そういったような傾向が見られました。現在は、マイワシが増え

てきて、サンマも減っているんですけども、先ほども申しましたとおり、この80年代の状況とは大分違う状況で、マイワシが増えていて、サンマが減っている状況というふうに見ております。

以上です。

○田中分科会長 はい、じゃ。

○漁業交渉官 続きまして、国際課の福田です。

N P F Cにおける合意における現行の合意された総枠について、現行の漁獲実績を見ると、そこまで到達しないというふうな御指摘がございました。そこについては御指摘のとおりでございまして、本年の漁獲状況を、公海においても、日本船においても非常に低水準で推移をしているということでございます。そういった直近の漁獲状況、あるいは本年の調査による資源量調査、その状況も踏まえながら、科学委員会で資源評価を更新して、来年の3月のN P F Cにおいて協議をしていくということでございます。

それと、日ロのE E Z内の漁獲については、これ、N P F C上は13万5,750トンで抑えるように協力すると。条約水域外でございまして、協力として沿岸国がやるということでございます。この日本とロシアの配分については、水域毎ということではなくて、日本漁船が獲った漁獲実績、そしてロシア漁船が獲った漁獲実績、これに基づいて日本側としては管理をしていこうということ考えています。N P F C上は日ロの別の配分というのは決まっておられません。ロシアの方との漁獲状況なども確認しながら、適宜日ロのE E Z内での漁獲状況についての情報交換を行いながら、この数字に収まるように管理をしていくという考え方でございます。

○田中分科会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 分かりました。

○田中分科会長 何か先獲りということですか、これは。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 サンマのことで、水研にお聞きしたいんですけども、産卵場調査というのは結構やっていたはずですが、それに基づいた資源量推定とか、あるいは将来予測とか、そのようなことは資源評価会議ではずっとやられていたような気がします。その点のお話は今回なかったので、いかがでしょうか。

○田中分科会長 川端副部長。

○水研機構広域性資源部副部長 川端です。

産卵場は、黒潮域の稚仔調査というのは長らく続けておりまして、モニタリングはしているんですけども、それを資源評価に直接取り込んだりということは、されていないというような状況です。そのモニタリングによって、この黒潮域での産卵というのが非常に減っているということが分かっています。

○木村委員 本種は、日本沿岸にしかいないように感じられますが、実はかなり東側に回遊していく魚で、沖合での産卵や回遊行動に関する調査はないのでしょうか。

○水研機構広域性資源部副部長 東側の産卵場調査というのもやっております。水産庁の開洋丸なんかを使ってやっているんですけども、そんなに毎年継続してもうずっとやっているというわけではなくて、ただ昨年とか今年、今度も予定していたりとかですね。ただ、ちょっと時化も多かったりとか、そういう黒潮域でやっているような定点調査みたいなことはなかなかできなくて、どうしても定性的な状況で、この東側での産卵場における親魚をつかまえたりとか稚仔をつかまえたりとかして、定性的な情報を得るといような、そういった目的でやっているような状況です。

○木村委員 それに関連して、漁業交渉官の福田さんに御質問したいんですが、NPFCで各国で共同で調査をやるとか、そのような体制は取れないものなのでしょうか。日本が一方的にやる調査よりも、そのような共同の研究体制の中から生まれてくる方が、生産的で漁業交渉もしやすいのではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○漁業交渉官 ありがとうございます。

そういった議論もNPFCの科学委員会あるいは本委員会でもございまして、日本がやる資源量調査の透明性を向上していくという観点もあるでしょうし、そういったことから、日本人だけによる調査ではなくて、日本がやる調査なんですけれども、外国人の研究者を調査船の方に招待するという活動から始めております。いつまでも日本だけの調査でやるということではなくて、何らかの段階でNPFCとしての調査にシフトしていくといったようなことも視野に入れながら、そこは議論を進めてまいりたいと。一部の国からは、日本の調査ではなくてNPFCの調査にすべきだといったような議論も出てきておりますので、将来的にはそういった方向も睨みながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○木村委員 是非その方がいいかなと思います。

○田中分科会長 発言権という意味では、ジャパニーズ・マネーにやっていた方があると

思うんだけど、共同体になるとなかなか主張が難しくなる部分も出てくるかなと思いますけれども、その点も考慮してやっていただければと思います。

他にございますでしょうか。

じゃ、特になければ、ちょっと私の方から1つ確認したいことがあるんですけども、マイワシの太平洋系群だけはレジームの影響を考慮して計算されていますけれども、他のマサバもゴマサバもマイワシの対馬暖流も考慮していないんですけれども、そのように回復できるんでしょうかという。例えば限界管理基準とか目標管理基準ってすごい高い水準になっていると思うんです。ちゃんとそこまで回復するとお考えかという、研究所として。
○水研機構浮魚資源部長 マイワシの太平洋系群に関しましては、他の系群もそうなんですけれども、加入量に時系列相関があるかどうかというものを検討いたしまして、マイワシの太平洋系群でありますと、大きくレジームを分けた方が時系列相関を説明しやすいということで、2つに分けているところです。それ以外の系群がレジームを分けずにMSY等を計算しているということなんですけれども、その場合に関しましても、時系列相関を考慮して再生産関係を求めているというところで、大きくレジームを分けて計算しているわけではありませんが、また時系列を含みながらも、過去の再生産関係が実現するというふうを考えて、MSYを計算しているところです。

○水研機構浮魚資源副部長 よろしいでしょうか。

○田中分科会長 大下副部長ですか。

○水研機構浮魚資源副部長 大下です。

○田中分科会長 どうぞ。

○水研機構浮魚資源副部長 マイワシ対馬暖流系群は、マイワシ太平洋系群と同様に、レジームを考慮して計算しております。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ゴマサバは、研究所の方の会議で、ここには出ていらっしゃらない方がほとんどなんですけれども、平均的な再生産曲線の95%信頼感度、外を何年も通っていると。10万年に1回しかこんなこと起こらないと言われていているわけです。だから、大丈夫かなということで、そのうち改善の機会もあるでしょうから、御検討いただければと思います。

○水研機構浮魚資源部長 ありがとうございます。いろいろアドバイスも頂きながら検討したいと思います。

○田中分科会長 他にございますでしょうか。

じゃ、なければ、ちょっと議題の諮問事項の途中なんですけど、もうお昼なのでここで一旦審議を打ち切りまして、午後に続きの漁獲可能量の当初配分について審議を再開したいと思います。

じゃ、1時再開ということでよろしくをお願いします。

それでは、休憩時間に入りたいと思います。

(休憩)

○田中分科会長 時間になりましたので、再開したいと思います。ウェブ参加の方々もよろしくをお願いします。

それでは、午前中の審議の続きですね。当初配分について説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

再び資料3-1のセットを御覧いただければと思います。午前中に御説明のありました資源評価結果あるいはNPFCの結果に基づいてTACの設定をする、あるいは配分をするという形での諮問でございます。

ページをめくっていただくと、3ページ以降、告示の形でどういうTACあるいは配分にするかというのがございますが、説明の方は後ろの方にまとめた資料を付けておりますので、43ページ、さんまに関する資料3-7以降の資料で御説明をさせていただきます。

まず、さんまでございます。TACの設定の考え方としては、午前中御説明のありましたNPFC、北太平洋漁業委員会で今年の2月に採択された保存管理措置、これは2年分ということでございますけれども、これに基づいてTACは15万5,335トンと設定するという考え方でございます。こちらは令和3管理年度、今年度と同じ数字ということで、今年度のTACについては、当初は暫定的に26万4,000トンでTACを設定いたしましたけれども、2月のNPFCの結果を踏まえて15万5,335トンに期中で変更しているということでございます。こちらは来年3月に開催を予定されておりますNPFCで新たな保存管理措置が仮に採択された場合には、必要に応じて見直すということでございます。

この15万5,335トンの数字の考え方でございますけれども、下の表でNPFCの保存管理措置とTACの算定の考え方、それぞれ対比させてお示しをさせていただきます。

まず、NPFCの保存管理措置として、日ロ両国は200海里水域内の漁獲量を13万5,750トン以内に抑えることで措置に協力というのがございます。この200海里水域内の漁獲量

13万5,000トン日本分としてどう取るかということですが、こちらは右側で平成29年から令和元年の我が国漁船の日ロ両国200海里水域内のシェア過去3年分を取りますと、93.7%となっております。

こちらは次のページの上の参考1にこの93.7%の根拠となった実績を表に載せてございます。93.7%ということで、また43ページに戻っていただいて、これを13万5,750トンに乗じますと、数字として12万7,220トンという数字が出てくる、これはAと書いてございます。

続きまして、下の③でございますが、こちらは公海での漁獲量を2018年の実績から40%削減というのがN P F Cの措置ということでございまして、こちらは2018年の漁獲実績、我が国漁船による公海での実績4万6,859トン、これに60%を乗じまして2万8,115トンという数字が出てくると、これがBということで、このAとBを足した数字ということで15万5,335トンをT A Cとするという考え方でございます。

次のページ、先ほど申し上げたように日ロ両国の200海里水域内の実績のシェアの表と、あと、参考2としてさんまのT A Cの推移、平成30年から右から左に流れる数字ですが、26万4,000トンから今年期中で15万5,335トンに改定をし、来管理年度についても15万5,335トンで設定するという案でございます。

続きまして、配分でございます。

配分の考え方については、下の方の文章で参考3と書いたところでございますけれども、こちらは配分のベースとなるシェアについては3年ごとに見直しで直近3年の数字を使うということになっておりまして、現状では平成29年から令和元年までの実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分するというものを基礎としております。仮に配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、この合意に基づいた数字を用いて配分するということもございます。

あと、都道府県への配分方法ですが、こちらについては用いる実績、過去3年の実績の平均値で全体の漁獲量の80%を構成する漁獲量上位に含まれる都道府県については、原則として配分数量を明示するという、あと、これに該当しないものについてはシェアが少ないということで、こちらは「現行水準」という形での配分としまして、目安となる数量について都道府県に明示をするということでございます。これが基本となっております。こういう考え方については、この後説明するマアジ、マイワシについても同じ考え方でございます。この考え方に基づきまして、T A Cの数字15万5,335トンからまず国

の留保、こちらは10%ということで1万5,534トン、これを国の留保といたしまして、その残りを今ほど説明させていただいた考え方で配分するというので、大臣許可漁業である北太平洋さんま漁業に11万8,900トン、あと、北海道、岩手にそれぞれ1万8,300トンと2,200トンを配分しまして、こちらの知事管理分の注記というところに書いてございます。宮城県、千葉県等々10県に対しては「現行水準」という形での配分という案でございます。

以上がさんまについてのTACの設定及び配分の案ということでございます。

続きまして、47ページ、資料3-8、まあじでございます。

この、まあじにつきましては、昨年、ステークホルダー会合を開催しまして、このABC、生物学的許容漁獲量を計算するための漁獲シナリオあるいはその基となる各種基準値について既に採択して、資源管理基本方針の方に書いているところでございます。今回のTACについては、既に採択されている漁獲シナリオに基づきまして、更新された資源評価結果を使ってABCを計算してTACを設定するというのでございます。

こちらは午前中もお話ししましたけれども、資源評価、あと、ABCの計算自体は系群別で行っているということで、漁獲シナリオとしては最大持続生産量、MSYを達成する漁獲圧の水準に安全係数 β を掛けるんですけれども、太平洋系群については β の値は0.8、対馬暖流系群については0.95、これを掛けるという漁獲シナリオとなっております。これに基づいてABCを計算します。

あと、(2)の③のところに書いてございますが、マアジ対馬暖流系群については外国の漁船による漁獲を考慮するというので、更に0.89という係数を乗じるということでございます。この結果として(3)にお示ししておりますが、令和4管理年度のまあじのTACについては、15万6,200トンということで、昨年からすると約5,000トンの増ということになります。内訳を申し上げますと、太平洋系群については午前中、水研機構から御説明はありましたが、太平洋はABC4,000トンということでございますし、対馬暖流系群については17万1,000トンに0.89を掛けた15万2,000トン、この合計として15万6,200トンをTACとして設定するという考え方でございます。

ページをおめくりいただきまして、参考2としてまあじのTACの推移を掲載しております。

配分の案、考え方は先ほどさんまで御説明したとおりでございますけれども、まず、配分の案としては49ページに、また表の形でお示しをして思います。まず、こちらについてはTACの20%、3万1,200トンを国の留保として取るということで、その残りを配分し

ますということでございます。ですので、大臣管理区分では大中型まき網漁業については4万6,300トン、知事管理分についてはこの真ん中の大きな表にありますとおり、島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県に対して、それぞれここに明示されている数量を配分するということでございます。注記にあります北海道等31県に対しては、「現行水準」という形の配分という案でございます。

続きまして、まいわし太平洋系群、51ページ、資料3-9でございます。

こちら昨年ステークホルダー会合で漁獲シナリオは決まっておりますので、更新された資源評価結果に基づいてABCを計算して、TACを設定するということでございます。このまいわし太平洋系群については、現状で親魚量が目標管理基準値を大きく上回っているということで、今管理年度から当初3年間はMSY、最大持続生産量を達成する漁獲圧の水準に1.2を乗じた漁獲圧力で獲るということとなっておりますので、この計算、この1.2を掛けた漁獲圧で獲るというのがABCの計算方式ということになります。4年目以降は0.85に β を下げて管理をしていくというシナリオになっておりますが、令和4年度については β は1.2ということでございます。

この結果として計算されるABCをTACにするわけですが、こちらは(3)にございますように、TACの案としては79万1,000トンということです。こちらは、今管理年度のTACが97万3,000トンですので、20万トン近くの減ということになります。一方で、昨年資源評価時点での予測としては、令和4管理年度のABCについては75万5,000トンとなっておりますので、ある意味、予測どおり減るとい形ではありますが、減り方としては若干緩やかな減り方ということになります。

それで、またTACの具体的な配分は53ページにお示ししておりますけれども、79万1,000トンのTACから、まずは20%を国の留保にするということで15万8,200トンとなるわけで、その残りを配分するということですが、こちらは午前中に御説明した大中型まき網のIQで管理するところについては、当初時点で留保から上乗せ配分をしますよというところがございますので、この当初の上乗せ配分をやった後の数字というのが括弧書きで、留保の部分、あと、大臣管理分の大中型まき網漁獲割当てを行う管理区分というところでお示しているところがございます。

それぞれ留保については、最初の時点で15万8,200トン取りますが、大中型まき網のIQ管理区分に上乗せした結果として残るのは13万900トンとなります。大臣管理分への配分については、いずれも大中型まき網ですが、IQで管理するもの、あと、総量で

管理するもの、それぞれこの表にお示ししている数量を配分するというところでございます。知事管理分については、北海道、岩手、宮城、三重、宮崎についてそれぞれこの表にある数量を配分するというところで、あと、青森等15県については「現行水準」での配分ということでございます。

続きまして、まいわし対馬暖流系群でございます。資料3-10、55ページでございます。

こちら、昨年、ステークホルダー会合を経て採択した漁獲シナリオに基づいてABCを計算し、TACを設定するというところでございます。採択されている漁獲シナリオ、(2)のところでお示ししてございますけれども、当初3年間は β の値、最大持続生産量を達成する漁獲圧の水準に乗じる係数 β は0.8ということで、これに基づいて計算するというところでございます。4年目以降は0.75に下げるというシナリオになっておりますが、令和4管理年度については0.8で計算をしますということです。

こちらについて、このシナリオに基づいて計算をしますと、令和4管理年度のABC、これがTACになるわけですが、これについては9万7,000トンとなるということです。こちらは今管理年度のTACが7万7,000トンですので、2万トンの増ということになります。ちなみにこちら、昨年の資源評価時点での予測としては9万7,000トンという数字になっておりましたので、予測どおりの増え方になっているということでございます。

続きまして、配分についてでございます。こちら具体的な配分については57ページにお示しをしております。

こちらの留保については他の魚種よりも多く、30%国の留保、これは前年度でございますけれども、30%を国の留保としております。こちらは、そもそもTACの数量が少ないんですけれども、多めに留保を取るところで、こちらについては、午前中御説明しました75%ルールで調整していきましようという話、あと、大中型まき網、富山、石川、島根の関係者間の合意で国の留保から追加配分をするという仕組みも整えているところでございますので、そういった形で多めの留保を取るところでございます。

その結果として、大中型まき網に対して2,400トン、あと、富山、石川、島根に対してはこの表に書かれている数量、あと、秋田等12県に対しては現行水準での配分という案でございます。

それで、最後、数量の変更について1つ諮問の対象になっておりまして、11ページの別紙2に戻っていただければと思います。

これらは、今回、諮問を経てTAC配分を設定するわけですが、これの変更につ

いて、あらかじめこういう場合にはこういう形で追加配分等しますよという形で、農林水産大臣の裁量を発揮されない機械的なものについては、事後報告、あらかじめお諮りした上で事後報告で対応させていただきたいというのもありまして、これは、毎年当初時点、T A Cと配分を諮問する時点でお諮りするという趣旨のものでございます。

背景のところでございますけれども、（１）から（３）まででございますけれども、こちらは令和３管理年度の現時点でこの事後報告対応とさせていただいているものを掲載しているものでございます。まず、（１）としては午前中に改善案を御説明し了承いただいたいわゆる75%ルールに則って配分する場合というもの、（２）まいわし対馬暖流系群について、こちらについては今ほど説明いたしました、関係者間で合意がある場合に、それに基づいて留保からの配分を行う場合、（３）としては融通に伴う数量の変更ということで、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴う変更について、この（１）から（３）までのものについては、あらかじめ諮問した上で事後報告対応とさせていただいているところでございます。

２として今後の扱いということで、今御説明しました（１）から（３）については令和４管理年度においても同様の扱い、事後報告対応を可能とさせていただきたいということでございます。（４）については今回新たに追加するものでございますけれども、午前中の御説明で、まいわし太平洋系群でI Q管理を行うものについて、I Q管理の期間が終了した後、その未利用分については国の留保に戻す、あるいはまいわし太平洋系群の大中型まき網の総量管理区分に移行するというお話をいたしました。これについては未利用分が確定したら、それはもう機械的に留保に戻す、あるいは総量管理の方に移行するというところでございますので、こちらについても事後報告で対応させていただきたいという形の諮問でございます。

次のページについては、通常の数値変更に伴う手続はどうなっていますよということと、あと、この（１）から（４）までによるもの以外については、法に基づく手続ということで事前に諮問をさせていただいて変更いたしますということの整理でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

木村委員。

○木村委員 マイワシで国の留保分が20%と30%の違いがありますが、それは何か理由があるんですか。

○資源管理推進室長 まず、まいわし太平洋系群でございますけれども、こちらは今管理年度、令和3管理年度については25%取っております。そういう中で今年の残り方等を見てというのと、あと、枠が20万トン減りますので、当初皆さんに配分する量を多くした方がよかろうということで、留保の取り方としては5%減の20%としております。

一方で対馬暖流系群でございますが、こちらは先ほどもちょっと言及したんですけれども、留保からの配分に関して、この数量明示での配分を受ける大中型まき網、富山、石川、島根、この4者で協議をして、国の留保から、ここは苦しうだからここに付けましようという合意をして、それに基づいて配分すると、これは審議会等の関係では事後報告とさせていただきますと、そういう関係者間の協力体制も整っているということで、国の留保を多めに取って、それによって配分を受ける方々の制約が大きくなるということはないであろうということで、多めに取って調整をしていくという考え方で30%、これは前年というか今年度と同じ数字ということでございます。こういう形で差を設けております。

○木村委員 特に何か算出基準があるわけではなくて、ある意味では前年度を踏襲した形での多少のさじ加減ということで、5%刻みぐらいだからということと理解してよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 そこは毎年のTACの数量がどれぐらいになるのかということ、近年の獲れ方からしてどの程度国で留保として持っておくのが適切かというのを我々の方で検討しまして、こういう形で諮問させていただいているということになります。

○木村委員 あと、もう一点なんです、TACでABCを出しておられますが、ABCがどういう水準だったかがなくいきなりTACになるので、来年度以降でいいですが、水研の報告書の中にも何かその辺のことを書いておいていただいた方が漁業者も何かいきなりTACが出てくるよりかは、その前のABCの数字が出てきて議論されているという方がいわゆるアカウントビリティーというか、説明がしやすいような気がしますので、是非そうしていただいた方がいいかと思えます。

○資源管理推進室長 水研の方から出されている資料では、それぞれの資源一番最後のところに将来の親魚量及び漁獲量の推移というような表がありまして、その中でβそれぞれ今採用されているのがどうで、これでABCを計算すると何トンになりますよというようなものがあって、先ほど福若部長等もお話があったと思うんですけれども、確かにちよっ

と午前、午後に分かれてしまったというところもあったかと思いますが、今後分かりやすい説明になるように努めたいと思います。ありがとうございます。

○田中分科会長 原則、今のところTAC=ABCだと思います。

他に、谷委員、どうぞ。

○谷委員 谷でございます。

まず、マアジ、マイワシについては私ども大中型まき網でも昨年からMSYを目標とする資源管理に取り組んでいるところです。それで、午前の資源評価のところの議論においてもいろいろと御指摘、御意見がほかの委員の皆様方からもあったように、マアジについては韓国、中国の漁船が、太平洋のマイワシについては、中国、ロシアの漁船が大量の漁獲を行っております。私の会社の船団も東シナ海を中心に操業しておりますが、ここにおける中国の漁獲というのは本当に大きな影響を東シナ海の方で及ぼしております。ついこの間までサバ類しか獲れないだろうと思っていた中国漁船が近年になれば季節になったらブリのポイントに、あるいはアジのポイントにと我々が行く前にもう座っていて、我々が操業できにくい状況になっておったり、あるいはそれ以外のポイントを探して操業を開始したら、嫌がらせのごとく船を寄せてきて操業妨害をするなどいろいろな問題がこの頃起きておまして、そういうこともあって昨年の分科会の際においても外国漁船の問題について藤田部長から外国との交渉への取組に加え、バランス論も考えながら管理措置を考えていく旨の御発言がありました。

我々は、今後とも新しい資源管理に真摯に取り組んでまいります。外国漁船にも漁獲される資源については、外国との交渉に御尽力いただくとともに、管理措置を決定する際に外国漁船とのバランスも是非考慮いただきまして、我が国漁業者のみが長年にわたり厳しい管理を強いられることがないようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○田中分科会長 では、藤田部長。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。

まず、大中型まき網関係者の皆様におかれては、しっかり新しい漁業法に基づく管理に取り組んでいただいているということに関しまして感謝を申し上げます。あと、今、谷委員から指摘を頂きましたように、外国漁船の問題は非常に頭の痛い問題でございます。我々としてしっかり日本の漁業者だけが厳しい管理に強いられるという状況にならないように、NPFCですとか二国間協議の場で引き続き尽力をしていきたいというふうに考え

ております。

東シナ海でまたブリのお話とかを今お聞きしました。ちょっと新しい話なので、そういったことも現場の話は逐次お聞きをしながら、機会あるごとに資源管理がうまくいくように、交渉の材料とするように取り組んでいきたいと思えます。今後ともそういった現場の情報の提供を引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

そういった意味で、日本漁船も一定の資源管理はしておかないと、これは外国と交渉にならないので、そこの辺りの感度というものはしっかり見極めをしながら対応していきたいと思えます。今後ともよろしくお願ひします。

○田中分科会長 谷委員、よろしいでしょうか。

○谷委員 どうもありがとうございました。

○田中分科会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

井田委員、どうぞ。

○井田特別委員 ありがとうございます。全さんま組合の井田と申します。

先ほどからサンマの資源に関して皆さん御心配いただきまして、ありがとうございます。サンマのTACの方ですが、15万5,000トンという案が出されておりますけれども、御存じのように去年も3万トン、今年も3万トンの漁獲にしかならないんじゃないかという形で推移しております。現状このTACの管理及びIQの管理では、資源は回復できないんじゃないかというふうにご心配しております。これは本当に要望なんですけれども、水産庁さんには何とかNPFCで頑張ってくださいまして、禁漁期間等々含めた漁獲管理を何とかしてでも推し進めていただきたいというふうにお願ひいたします。

以上です。

○田中分科会長 これは水産庁、承ったということによろしいですか。

承ったということでご進めさせていただきます。

他にございますでしょうか。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 高橋です。聞こえますか。

○田中分科会長 聞こえております。

○高橋特別委員 よろしくお願ひします。

サンマのTACについて若干意見を言わせていただきたいなと思えます。今回のTAC

についてもやむを得ないのかなというふうな状況でございますけれども、昨日の水揚げ高を見ていますと、若干なりとも上昇傾向にあるのかなというふうな感じがいたします。ようやく80トンぐらいの水揚げができる船も出てきましたので、何とかこのまま上昇傾向で行っていただければ有り難いと思っております。

その中でN P F Cの漁獲可能量の設定をする段階で日本の科学的データが重要視されて、それを基に設定をされているということをお伺いしておりますけれども、今後も、漁業委員会の中で日本が主体的なイニシアティブを取るために、もっと強力的に調査を拡大していただきたいというように思います。併せて操業船の用船をし、資源調査を拡大して、N P F Cの中で主導権を持って我が国が有利な状況を作っていただきたい。これはお願いでございます。今後ともこのような形で強力的に推し進めていっていただきたいということで要望しておきたいと思っております。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。これも承ったということで進めさせていただきます。

他にございますでしょうか。

齋藤委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ウェブの皆様もよろしいですか。

ありがとうございます。特にないということで本件もお認めいただいたということにして先に進めさせて……どうぞ。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 申し訳ありません。1点だけちょっとどうしても気になったので確認をさせていただければと思うんですけれども、やはりマアジの部分が少し気になっておりました、それぞれ系群別に大分資源状況が違うのと、系群別に漁獲シナリオを合意されている中で管理の枠が1つになったときに、それぞれ獲るところは1つのT A Cになって、皆さんそれを遵守されるんだと思うんですけれども、太平洋系群と対馬暖流系群のそれぞれの漁獲シナリオに沿った形でT A Cも消化されたということは、どういうふうにモニタリングであったり確認をされているんでしょうか。

○田中分科会長 これは水産庁の方かな。

○資源管理推進室長 管理としては1本でやっておりますので、要は、マアジT A Cのうちの太平洋群のA B Cを超えたか超えないか、その管理上超えたから止めるとかそういう

ことにはなっておりません。一方で、資源評価上は海域を区切ってこの漁獲は太平洋系群の漁獲で、こっちは対馬暖流系群だということで評価はしているという状況です。こちらは午前中も系群としてどこまで独立性があるのかというような議論もありますというお話がありましたけれども、今回のTACの案を諮問する前に意見交換会等もやっておりますけれども、それについては関係者から評価に対して例えば対馬暖流系群と思われるものの移入がどれぐらいあるのかとか、そういったものについて研究を進めていってほしいというような御意見もございました。水研機構としては、なかなか現時点でどれぐらいかというのを定量的にとるところまではできないということがございますので、そういった中で、確かに資源状況が変わる中で場合によってはこのままでいいのかというような議論もあり得るんだろうとは思っております。そういうことで管理としては、マアジ1本というところは毎年、毎年その時の状況なりを踏まえて考えていくということで、午前中に年度を更新しますという改正についての言及もしましたとおりでございまして、そういう資源評価の中でどう考えていくのかという部分と、あと、資源状況を見て何がしか追加的な措置というか、そういうのが必要になるのかとか、そういったところは状況を見ながら検討していくということで考えているということでございます。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

○山内特別委員 ありがとうございます。

太平洋系群の方の資源状況を見ていると、資源再建計画が発動される限界管理基準値にも若干近づいてきているような気がするのですが、片方がやはり再建計画になって、片方は通常の β の計算で行けるとなると、見ている一般的なステークホルダーからはかなり難しい管理の形になるのかなと思ったので、その辺りをすごく分かりやすく見せていただけると今後も有り難いなと思いました。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 資源評価上、今年の評価では、2022年の親魚量の予測値としては限界管理基準値を下回っているだろうという予測になっております。ですので、1年更新されて、それが確かに予測値どおり下回ってしまいましたねという評価が来年出れば、これは資源再建計画を作る対象になるということがございます。作るとなると、確かにじゃあどうやって、というところは、非常に難しい問題だという認識はございます。現時点でどうしますという具体的な考えはもちろんないんですけども、そこはそういう状況になっているということもしっかり念頭に置きながら、今後の評価なり管理というのを考えていくと

いうこととさせていただければと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。その点は課題ということで御検討いただきたいというふうに思います。

他、よろしいですか。

他にないようでしたら、諮問第369号につきましては、原案どおり承認していただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしますと、次は諮問第370号です。資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、にしくろかじき（大西洋条約海域）等の9国際資源の別紙2の変更、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M）等4国際資源、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の追加、めばち（中西部太平洋条約海域）の別紙3の変更、かつお（中西部太平洋条約海域）等の20国際資源の別紙3の追加等）についてです。

それでは、担当者より説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料4-1のセットを御覧いただければと思います。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3 水管 第1998号

令和3年11月16日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ

(大型魚)、にしくろかじき(大西洋条約海域)等の9国際資源の別紙2の変更、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M))等4国際資源、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の追加、めばち(中西部太平洋条約海域)の別紙3の変更、かつお(中西部太平洋条約海域)等の20国際資源の別紙3の追加等)について(諮問第370号)

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらの資料を1枚めくっていただいて、3ページ以降、告示の案を新旧対照表等の形でお示ししてございますけれども、この資料の49ページを御覧いただければと思います。

こちらは資料4-2ということで、この一部改正の改正事項をお示ししてございます。第1のところがございますように、改正事項1から4までございます。

まず、改正事項1のくろまぐろ(大型魚)に関する大中型まき網漁業への漁獲割当て、I Qによる管理の導入について私の方から御説明をいたします。その後、続いて、成澤かつお・まぐろ漁業室長から改正事項2から改正事項4について御説明をいたします。質疑応答については、改正事項ごとに分けて行う形で進めさせていただければと思います。

なお、この諮問事項の基本方針の改正についても10月16日から11月14日までパブリックコメント手続を実施しております。その結果、2件の意見がございましたけれども、それらを検討した上での本日の諮問案とさせていただいているところでございます。今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会の方に諮問いたしますけれども、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正をしたいと考えておりますので、この点も御了承いただければと思います。

それでは、改正事項1、大中型まき網漁業のくろまぐろ(大型魚)に関するI Q管理の導入について御説明をいたします。

資料55ページ、資料4-3を御覧いただければと思います。

こちらは午前中も話がありましたけれども、大臣許可漁業については、できるものからI Q管理を導入していくということになっておりまして、今回、くろまぐろ(大型魚)について、大中型まき網漁業にI Qの管理を導入するというものでございます。こちら午前

前中のまいわし太平洋系群と同じように、海域と期間を区切った形でのI Qの導入ということで、それ以外の海域、期間については総量の管理を引き続き行うという形でのI Qの導入ということになります。

3のところには制度の概要を掲載してございます。(1)として、このI Q管理を行う水域でございますけれども、日本海のうち最大高潮時海岸線上、島根と山口の県境の北西の線以東の水域ということになります。57ページに図をお示ししてございます。この赤で書いてあるところが島根と山口の県境の北西の線ということになって、ここから東側ということでこの赤の矢印でお示ししてございます。こちらの日本海が対象になるということでございます。

55ページの方に戻っていただいて、(2)として漁業の種類とありますが、こちらについては大中型まき網漁業ということでございます。漁獲可能期間でございますけれども、こちらは日本海の大型魚の目的操業を行う期間ということで、5月15日から7月の末日まで、これをI Q管理の期間といたします。

続きまして、漁獲割当割合の有効期間ですけれども、こちら午前中と同じように1管理年度とするということでございます。省令では、基本は5年となっておりますが、資源の特性、採捕の実態によって短縮が可能ということで、制度導入当初ということで毎年見直せるような形で1管理年度としております。

(5)で、漁獲割当割合の設定の基準でございますけれども、こちらは共通のものとして申請された数字の合計が100%以下の場合には、申請された数字をそのまま用いますということがまずございまして、合計が100%を超えた場合ということで、こちらは56ページの一番上にありますけれども、こちらは申請された数字とこの計算式に基づいて計算する割合の低い方を使いますということでございます。この(ア)がその計算式に基づいて設定する割合ということになりますけれども、こちらは午前中のマイワシの場合と異なりまして、トータルの2割、20%分は均等割隻数で、申請のあった隻数で割りますということ、あと、残りの80%については、こちらは直近5か年の当該期間の平均実績、これに基づく実績割ということで考えております。2割を均等割、8割を実績割という形でございます。

この2割、8割の考え方でございますけれども、こちら大中型まき網業界ではこれまでもこの日本海のクロマグロ大型魚操業、自主的なI Qのような形で管理を行ってきたというのがございまして、そういう自主的な取組としてのI Qの中で用いられてきた考え方を踏襲した形ということで、2割、8割、完全に一致するわけではございませんけれ

ども、考え方としては2割、8割といったところということで、この配分比率を用いることとしております。

続きまして、割当割合の設定者の資格でございますけれども、こちらは大中型まき網で日本海で操業できる許可あるいは起業の認可を有している方、あるいはもうかる漁業、がんばる漁業ということで試験操業を行っている方ということになります。

漁獲量の報告に関する期限、こちらについて、陸揚げ日から3日以内というのは他の国内の資源と同じような形でございますが、クロマグロの場合は養殖仕向けの場合がございまして、陸揚げしないというものもあるということで、そちらについてはいけずに活け込みした日から3日以内ということでございます。あと、その期間、海域以外については総量の管理ということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、こちらは今回お認めいただければ官報掲載をして、12月上旬と書いておりますが、中旬になるかもしれません、資源管理分科会を開いて、クロマグロについてはWCPFCの年次会合の決定を受けて当初配分を行いますので、それを行うということ、年明け管理年度が始まってから3月末を漁獲割当割合の申請締切りとして、4月末に割当割合、あと年次割当量を設定し、5月15日からこのIQ管理、操業を開始するというところでございます。

あと、この資料に書いてございませぬけれども、これは期間を区切ったIQ管理ということで、午前中のまいわし太平洋系群と同じように期間終了時点で未利用分というのが発生します。こちらについては、まいわし太平洋系群と同じように大中型まき網の総量管理区分に移行して、要は7月末時点で未利用分が確定次第、総量管理の方に移行して使っていただくというものでございます。こちらはまいわし太平洋系群と違って留保からの当初時点での上乘せ云々というのはございませぬので、こちらの未利用分については総量管理にそのまま移行するという形でございます。

くろまぐろ（大型魚）の大中型まき網に対するIQ管理の導入についての御説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。4つあるうちの1つ目のクロマグロのIQ管理の話ですけれども、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

1つ、私の方から、日本海の漁船ということだと思っておりますが、昔はたしか太平洋の許可も持っている船があったと思っておりますけれども、それはどうやって識別されるんですか。

つまり、日本海の操業の許可と太平洋の許可の両方持っているものがいたように思うんですけれども、今はないんですか。

○資源管理推進室長 両方持っている漁業者もいるということですが、こちらについては56ページの(6)にありますとおり、割当割合設定者の資格として、日本海の3海域の操業許可あるいは起業の認可を持っている者だけがこの割当割合の設定を受けられるということで、その人たちが割当割合の設定を受け年次割当量を設定されれば、この期間、この海域でクロマグロの大型魚の操業を行うという形でございます。ですので、ある意味太平洋の許可を持っているかどうかというのは関係がないというか、そういう形での管理となります。

○田中分科会長 分かりました。ちょっと心配したのは、実績報告を偽って報告するんじゃないとか、それをどうやってチェックするのかと。

○資源管理推進室長 管理上はVMS等も付けておりますので、この時期どこで操業していたかというところは分かるようになっております。ですので、太平洋で獲ったものを日本海で獲りました、あるいはその逆というのは基本的にはないかと思えます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

倉委員、どうぞ。

○倉特別委員 管理水域の確認です。57ページ、この西部日本海海区、赤い矢印のしてあるところですね。ここから以東ということですので、あとは中部、北部、これ全部入るわけですね。

○資源管理推進室長 このIQ管理の対象としては、西部、中部、北部全て入ります。

○倉特別委員 そうしますと、この西部日本海海区の点線の矢印は何の意味ですか。

○資源管理部長 資源管理部長です。

これは大中型まき網漁業の操業区域を根拠にしているんですね。実は歴史的な経緯がございます、西部日本海区と東海黄海海区は重なっている部分があります。それが今ちょうど島根、山口県境の北西の線というところが東海黄海海区の人の最大の操業区域がそこまでなんです。一方で、西部日本海海区というのは129度59分のところの線に真っすぐ下りているんですね。そこのちょっと三角形の部分だけは歴史的に重なっているということが背景にありまして、ただ一方で、クロマグロの個別割当に関しましては、島根、山口県境の北西のラインより東側のところでやらせていただきますと、そういう整理になっております。

○倉特別委員 分かりました。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。歴史的にはよくあることで、境界水域が重なっている。

特になければ先に進みたいと思いますが、よろしいですね。ウェブの方々もよろしいですか。

特段意見がないということで、それでは、次の２番目の改正事項、これは魚種の扱いですか。よろしくをお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

私の方から改正事項の２から４まで説明させていただきます。これはいずれも資源管理方針の別紙２、別紙３の改正でございますので、続けて２から３まで説明させていただきます。

まず、改正事項の２でございます。５２ページを開いていただきたいと思います。

改正事項２は資源管理方針別紙２の一部の改正に関する内容でございます。かつお・まぐろ類の特定水産資源のうち、現在漁獲量の総量による管理が行われている別紙２－２２から別紙２－３０までの９つの資源について、資源管理協定の締結・実施を促進する観点から、地域漁業管理機関、RFMOで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進するという文言を追加する改正を行います。

追加する内容は、資源管理計画が資源管理協定へ移行することに関わるもので、その他の基本方針、内容、本体に変更はございません。

実際にどのようになるかという点、６ページ、７ページを開いていただきたいんですけども、新旧対照表で６ページの下段から７ページの上段の方に線を引いて、実際に頭に各地域漁業管理機関の名前が入って、協定の締結を促進するという文言が各魚種ごとに追加されるという改正でございます。

続きまして、改正事項３について説明させていただきます。５３ページを御覧ください。

改正事項３は、新たな特定水産資源の追加に係る基本方針別紙２の改正になります。現在、我が国が加盟しているRFMOにおいて漁獲上限が定められている資源である（１）あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３M））、（２）あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３O））、（３）からすがれい（北西大西洋条約海域）、（４）きはだ（インド

洋協定海域)を特定水産資源に追加する改正を行い、令和4管理年度から漁獲量の総量による管理を行うことといたします。

なお、きはだ(インド洋協定海域)については、令和3年6月に開催されたインド洋まぐろ類委員会(IOTC)の年次会合において、令和4年のきはだ国別漁獲上限が設定され、我が国には4,002トンが割り当てられたことを受けた改正となります。

これらに加えて、鯨類のうち、いわしくじら、にたりくじら、みんくくじらについて、指定省令に基づく捕獲頭数の上限の設定による管理から漁業法に基づく漁獲可能量による管理に移行するため、これらも特定水産資源として別紙2に追加する改正を行います。これらの資源についても、令和4管理年度より漁獲量の総量による管理を行うことといたします。

基本方針の内容については、資料番号4-4、59ページで説明させていただきます。59ページを御覧ください。

まず、底魚類の基本方針の概要について説明させていただきます。

あかうお類とからすがれいについては、NAFO、北西大西洋漁業機関において管理が行われており、資源の海域の表記にはNAFOにおける資源評価の単位と合わせております。資源の管理海域は、資料4-6、66ページにも記載していますので、御覧ください。また、資源管理の目標及び漁獲シナリオはNAFOで決定されたものに従っております。漁獲可能量は後ほど諮問いたしますが、NAFOで決定された漁獲上限を基に設定いたします。

続きまして、かつお・まぐろ類のうち、きはだ(インド洋協定海域)について説明いたします。

きはだ(インド洋協定海域)は、IOTCにおいて管理されており、資源管理の目標及び漁獲シナリオはIOTCで決定されたものに従って記載しております。大臣管理区分は大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業とし、この2つの漁業種類を統合した管理区分に大臣管理可能量を配分いたします。漁獲可能量はIOTCで決定された漁獲上限を基に設定いたします。令和4管理年度の漁獲可能量は本年12月の審議会において諮問させていただきます。

続きまして、鯨類について説明いたします。

いずれの資源についても、資源管理目標は初期資源量60%の資源水準を維持できる値といたします。また、漁獲シナリオは従前に行っていた管理と同様にIWC、国際捕鯨委員

会で採択された手続に従い、前述の先ほど述べました資源管理目標を維持する漁獲量を算定する方法といたします。

なお、資源評価の結果、資源量が初期資源の54%未満となった場合には禁漁となります。漁獲可能量については後ほど諮問させていただきますが、漁獲シナリオから算定された値から混獲等による死亡頭数を減じた数量を漁獲可能量として、国の留保枠を勘案して適切な数量を大臣管理区分に配分させていただきます。

管理年度全ての資源において1月1日から12月31日までとしております。令和4年1月より開始される令和4管理年度から漁獲量の総量管理による管理を開始いたします。

改正事項3に関する説明は以上となります。

続きまして、改正事項4について説明させていただきます。54ページを御覧ください。

改正事項4は、基本方針による特定水産資源以外の水産資源に関する記載である別紙3に関するものでございます。先ほど述べましたとおり、現在、国際的な枠組みにおいて漁獲可能量は設定されておりませんが、資源評価が行われ、資源管理措置が導入されている国際資源のうち、かつお・まぐろ漁業、海外まき網漁業、遠洋底びき漁業等の我が国漁業の主対象種となる(1)から(20)までの資源について資源管理の目標を定め、それに基づく資源管理を推進するため、別紙3に追加する改正を行います。

なお、資源管理ロードマップにおいては、漁業者の自主的取組である資源管理計画が令和5年までに資源管理協定に移行することになっており、資源管理協定は資源管理基本方針に照らして適切なものとして関係漁業者間で締結することとなっていることから、これらの資源について漁業者間での資源管理協定の締結を促進する文言を記載しております。

また、本改正に加えまして、別紙3-1、めばち(中西部太平洋条約海域)は既存の資源であります。他の資源の追加に合わせて修辭的な内容の変更を行いました。

基本方針3の概要は資料4-5、61ページを御覧ください。

今回、別紙3に追加する全ての資源の基本方針の概要を記載しております。各資源の表記は、各RFMOの資源管理区分に従っております。各資源の管理海域は、資料4-6、65、66ページも併せて御参照ください。いずれの資源についても資源管理の目標は各RFMOで決定されている目標に従い記載しております。各目標の詳細な説明は割愛させていただきます。また、漁獲シナリオは、かつお・まぐろではRFMOで決定されている保存管理措置に定められた漁獲シナリオとするとしております。また、きんめだい(南インド洋漁業協定海域)を除く底魚類では、漁獲シナリオをRFMOにおいて決定された漁獲可

量の算定方法を漁獲シナリオとするとしております。きんめだい（南インド洋漁業協定海域）では、S E A F O、南インド洋漁業協定での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できるよう管理するとしております。

なお、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、全ての魚種でR F M Oで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進するといった文言を記載いたしました。

改正事項4に関する説明は以上となります。加えて本諮問事項に関する説明も以上となります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

これは、趣旨は新しい管理対象の魚種を追加するということですよ。

○かつお・まぐろ漁業室長 新しい漁業法になりまして、資源管理方針を順次載せていくというタイミングで新たに追加していくということでございます。

○田中分科会長 ということでは既に我が国が獲っている魚種で、「R F M O」は聞き慣れない言葉かもしれませんが、地域漁業管理機関といって国連海洋法条約で水産資源を管理する組織をRegional Fisheries Management Organizationの頭文字を取ってR F M Oといって、知っている人はもうそのまますぐR F M Oというんですけれども、国内漁業の人はなかなか聞き慣れない言葉だと思いますけれども、そういった組織によって管理しているものを新たに追加したということです。

○捕鯨室長 すみません。国際課捕鯨室長の日向寺です。

補足説明をさせていただきたいと思っております。3ページを御覧いただきたいのですが、本方針にクジラを追加するに当たりまして、まず、ヒゲクジラ類、これにつきましては国際的な管理機関としまして国際捕鯨委員会（I W C）というものがございます。しかしながら、日本は令和元年7月に商業捕鯨を再開するに当たりまして、その前月の6月にI W Cを脱退しております。そのため、今現在、ひげくじら類は国内制度上は「国際資源」に該当しておりません。ただ、鯨類を含めた海産哺乳類の管理につきましては、海洋法に関する国際連合条約、いわゆる海洋法条約の第65条によりまして、その保存管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされております。国際機関を通じてですので、加盟する必要はないんですけれども、国際機関に協力をしてくださいということが海洋法条約

で定められております。

したがって、今回こちらの本方針に追加するに当たりましては、国際資源には該当しないのですけれども、国際資源に準じたものとして取り扱うということと致しまして、また、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量の算出を行うことを基本とするという一文を入れたいと考えております。

○田中分科会長 補足説明をありがとうございました。通常の条約対象の魚種、条約の下で管理されている魚種については、我が国では国際協調を憲法でうたっているのですが、その決定がそのまま国内法に適用されるわけですが、脱退してしまったので、その形にはならないと。ただ、ヒゲクジラ類についてはいろいろな事情もあって、国際資源に準じた管理を導入せざるを得ないと。国内の勝手なルールで獲るわけにはいかないということ、ここに入っているということだと思います。よろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 ただいまの捕鯨関係の追加説明をお伺いして、そもそも鯨というものは国内のTAC制度の中になじむものかという問題が1点あるかと思っております。これまで59ページにもありますけれども、改訂RMPで管理をしながら今度はMSYでどのような対応をするのか、これらの関係も全く分かりませんし、それから、初期資源量の54%を切った場合、禁漁はどうするんだということですが、改正漁業法の中では3年間償却前利益が赤字の場合は指導する。最初は1人当たりの生産量、それから、生産額が前年度よりも落ちてくるということになると、これも指導の対象になる。それが1つの基準だということで、他の漁業種と違って54%未満になったら直ちに禁漁と、こういうことになります。

そうしますと、そこで働いている皆さんもいるわけですし、関連業界で働いている皆さんもいる。これが一方的にこのような形で対処できるのかという問題です。もしこういうことをやられるというのであれば、やはり前広にほかの漁業種とは異なる部分が多いわけですから、委員会なり検討会なり何らかの会議を開いて関係者の合意を得た上での提案ということであれば合意形成ができるわけですから、それはそれなりに尊重すべきだということに思います。

ただ、今回のこのやり方というのは非常に乱暴なやり方ではないのかなというような印象を受けます。特に何回か前の審議会でも、雑談のような形の中で鯨はTACになるのではないかと、捕獲頭数が決まっていますからTACと一緒にしないかという話をさせていただいたことがあるんですが、その時点ではTACということは考えておりませんという話で

した。今回これがぱっと出てきたということについて非常に違和感を覚えるわけなので、今回これを入れてほしいということで提案をしているわけですが、関係者の皆さんにどのような説明をしたのか、どのような形で合意を得たのか、その辺を教えてください。

○田中分科会長 これは日向寺さんの方かな。

○捕鯨室長 ありがとうございます。

今回TAC制度に載せることにつきましては、漁業者に個別に説明をしまして、了解を頂いているところでございます。それから、国際捕鯨委員会で定められている手続で漁獲可能量を算出する方法でございますけれども、これは一回算出しますと、原則6年間使うこととなります。また、その6年間の間に資源調査をして、6年後にまた新たな漁獲可能量を算出するという仕組みになっていきます。したがって、途中の資源調査をやっている段階である程度の資源の推移というのは見えてきますので、仮に54%を下回るような状況になりそうな場合でも、ある程度事前に判明してくると考えております。

○田中分科会長 では、藤田管理部長。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。

今、高橋委員が言われました枠の話につきましては日向寺が申し上げたとおりです。あと、適格性の問題でございますけれども、現在、商業捕鯨を再開して軌道に乗せるためのステップの段階だということで我々は認識しておりますし、あと、適格性の基準につきましては、通知文だったと思いますが、告示だったかな、指針をちゃんと出してございまして、その適格性に引っかかるかどうかというのは償却前利益で見るとはございますけれども、要するに特殊な事情がある場合には、その年は除くというのを明らかにしております。例えば漁船の事故によるものとか国際約束に基づく新たな操業制限の措置が取られたときとか、あと、クジラにおきましても、ヒゲクジラ、ハクジラのうち主たる対象魚種が著しく不漁になったときということで、漁業者の責めによらない事情といたしますか、そういったものによって償却前利益がマイナスになるときについてはちゃんと考慮するという事で考えておりますので、枠の問題でどうしても、どう考えても適格性の基準をうまくクリアできないという話のときには、ちゃんと我々の方で考慮をしていきたいというふうに考えております。

○田中分科会長 私も国際捕鯨委員会に長らく行っていたので、一つだけ補足できることがあるんですけども、54%というのは今からもう何十年、1975年に導入された新管理方式以来合意された数値であるので、恐らく捕鯨関係者であれば全員が知っている話ではな

いかと思います。

高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 捕鯨の実態は、商業捕鯨再開という中で南極から撤退して日本の200海里の中での操業している。そのため、冬場の操業が全くできないということで、12月から5月ぐらいまで全く調査以外動いていないという状況です。過日、母船に乗っている皆さんに職場がなく、派遣で食いつなぐんだというような状況になってきています。これで日本の母船式捕鯨というのは守れるのかとか維持できるのか非常にゆゆしき状態になってきたということです。その過程の中で今言われる54%が1970年代からこの数字だと言われますけれども、これを基にして禁漁だとしますと、今でさえちゃんと働くことができないような状態の中で、更なる職場を奪うということになりかねません。そういうことについて水産庁が提案するのであれば、その辺の支援なりフォローなり職場を提供するなり、そういうことをしっかり踏まえた中での提案であると、私はそういうふうに理解をしておりますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○田中分科会長 よろしいですか。要望を承ったということで。

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

川原委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。

1点確認させてください。改正事項4に当たるものかと思いますが、資料4-5にございますWCPFCの資源管理の目標のところですが、メバチ、カツオ、キハダ、それぞれ今暫定の資源管理措置であると理解しております。これが今後の総会で暫定のものでなくなるという決定がなされた場合は、それがきちんと変更されていくという了解でよろしいでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 そういうことです。

○田中分科会長 よろしいですか。

○川原特別委員 またこういった形で……

○田中分科会長 前の方に追加されると、そういうことですね。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 今のこの中で言うと、54ページの中で「きんめだい」というのがあるんですが、これは日本の近海のキンメダイは入るんですか。7番目に。

○かつお・まぐろ漁業室長 日本の近海のキンメダイはこれに入るかということですね。

日本近海のキンメダイは入りません。

○田中分科会長 ありがとうございます。安心された方もたくさんいるんじゃないかと。ほかにございますでしょうか。

どうぞ坂本委員。

○坂本委員 そうしますと、逆にここに書いてあるメバチから始まってヨシキリザメであるとか、そういうものというのは、やがて日本の方もしっかり管理していかないと、今も別に管理していないわけじゃないですけども、TACであるとかそういうものの魚種になっていくというような、そういう考え方でいいんでしょうかね。

○田中分科会長 水産庁の方で。

○かつお・まぐろ漁業室長 今までの各地域漁業管理の流れは、やはり漁獲が進んで資源状態が悪くなると、それをしっかり管理していこうとなると、今まではまず何も規制がないところから総量管理になっていって、更には個別に国に割り当てて、国の方でそれを管理するという流れがあるので、やっぱりそれは資源状況によると思うんですけども、管理の流れとしてはそういった方向に行くということは、将来的にはそういう方向に進むというふうに思っております。

○坂本委員 そうしますと、クロマグロのようにこういう管理をしなければいけないというような魚にならない、そういう魚種の対象になってしまわないようにするために、やはりこれは国際的ないろんな取決めでももちろんあるとか、更にまた日本の考え方みたいなものというのをもう少し早い段階から出していかないと、いきなりクロマグロの話みたいになっちゃうと、これはもちろんクロマグロだけじゃなくて、こういうものまで出てくるとちょっと大変なことになると思いますので、その辺のところを水産庁も早いうちからいろいろなところ、各方面に手を打っていただきたいというように思います。

○かつお・まぐろ漁業室長 やはりクロマグロがなぜそうかというのと、やっぱり商業価値が高いということだと思えます。だから、商業価値の高さ、それから、資源量、それから、各国の関心事項によって決まっていくので、そこは状況を見極めながら進めていくことになる。当然皆様の御関心も考えながらそこは進めていくことになっていくと思います。

○田中分科会長 よろしいですか。

多分、恐らく中西部太平洋のカツオとかキハダとか、これは沿岸の漁業にも関わるので、その辺は日本の国民にはとても関心が高い事項だと思いますし、今もうすぐ議論が始まる

んじゃないかと思えますけれども、御尽力いただければと思います。

他に。山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。

今回、国際資源であってもこうした位置づけを頂いたということは、非常に国内でも管理を進めやすくなる、それから、先ほどあったように非常に国際的なインファレンスも見やすくなるのではないかなと思っています。そういう意味では、20番にヨシキリザメを入れていただいたというのは非常に大きいと思っております。昨今、日本でのヨシキリザメを対象にした漁業者も台湾であったり中国であったり、かなりヨシキリザメのIUU漁業といいますか、ヒレ切りも含めた資源の利用の仕方というところには心を痛めておりますので、そういった意味では国際的に降ってくるものだけではなくて、これをうまく活用して日本の中からより良い国際資源管理みたいなものも発信していけるといいのではないかなというふうに思っております。

○田中分科会長 ありがとうございます。御意見を承ったということで進めさせていただきます。

他によろしいでしょうか。ウェブの参加の方々もよろしいですか。

それでは、諮問第370号については原案どおりお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

特段反対がないということで、お認めいただいたということにさせていただきます。

それでは、続きまして、諮問第371号について事務局より説明をよろしくお願ひしたいと思います。これは特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分3M）等3国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてです。よろしくお願ひします。

○かつお・まぐろ漁業室長 引き続き成澤で説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

3 水管第2028号

令和3年11月16日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分 3 M）等 3 国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 371 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分 3 M）等 3 国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和 4 管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

説明に移らせていただきます。

資料 5 - 1 でございます。3 ページから 6 ページまでが別紙 1 となっております、令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分について告示の案となっております。

まず、あかうお類及びからすがれいについて説明させていただきますので、お手元の資料の 9 ページ、資料番号 5 - 2 を御覧ください。

令和 3 年の北西大西洋漁業機関、NAFO の年次会合は本年 9 月に開催され、この協議の結果、令和 4 漁期における我が国への当初配分量は、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 M））では 400 トン、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 O））では 150 トンと決定されました。また、からすがれい（北西大西洋条約海域）では 1,205 トンと決定されました。

次に、大臣管理区分に配分を行う漁獲可能量は、これらの漁獲可能量から基本方針別紙 2 - 31 の第 6、別紙 2 - 32 及び別紙 2 - 34 の第 6 の規定に基づく国の留保枠を差し引いた

値となりますが、これらの3つの特定水産資源については令和4管理年度における国の留保枠はゼロトンとしております。したがって、令和4管理年度における大臣管理漁獲可能量は、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））では400トン、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））では150トン、からすがれい（北西大西洋条約海域）では1,205トンといたしました。

あかうお類、からすがれいについての説明は以上でございます。

続いて、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらについて説明させていただきます。お手元の資料の11ページ、資料番号5-3を御覧ください。

それぞれの漁獲可能量ですが、国際捕鯨委員会において採択された手続に従いまして、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲量を算定する方法で得られた値から定置網における混獲などの人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を差し引いた量といたします。それぞれの漁獲可能量は資料の（2）にございますとおり、令和4管理年度の漁獲可能量は、いわしくじらが25頭、にたりくじらが187頭、みんくくじらが137頭でございます。

配分について説明いたします。11ページの一番下及び12ページを御覧ください。

いわしくじらについては、母船式捕鯨業に15頭全てを割り当てます。捕鯨業は1頭ずつ捕獲する操業形態であり、母船式捕鯨業は1社しかございません。そのことから漁獲可能量を超過するおそれがないので、国の留保枠は設定しないことといたしました。

にたりくじらについては、母船式捕鯨業へ割り当てますが、漁期中に基地式捕鯨業に割り当てる可能性があることから、漁獲可能量の20%を国の留保といたしました。

みんくくじらについては、基地式捕鯨業へ割り当てますが、漁期中に母船式捕鯨業に割り当てる可能性があることから、漁獲可能量の20%を国の留保といたしました。国の留保については、操業状況に応じて不足が生じた場合には配分を行います。

漁獲可能量及び配分についての説明は以上でございます。

最後に資料7ページ目、別紙2を御覧ください。

これはいわしくじら、にたりくじら、みんくくじらについて漁獲可能量の配分数量の融通及び留保からの配分を柔軟に行う運用を可能とするために行う諮問でございます。

従前からいわしくじら、にたりくじら、みんくくじらの3種については、捕獲頭数の上限の設定による管理を行ってきておりますが、関係漁業者からの合意をもって配分された漁獲頭数の融通や国の留保枠からの配分を柔軟に行ってまいりました。そこで、今般漁獲

可能量による管理を行うに当たっても、引き続き関係漁業者からの合意をもって漁獲可能量の融通や留保枠からの配分を柔軟に行えるように、融通においては融通を行う当事者間の合意があった場合、留保枠の配分については、配分を受ける者の合意があった場合にはそのとおりに対応し、つまりはTAC配分の変更を行いたいと考えております。

この変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、水産政策審議会に対しては今回の諮問をもってあらかじめそのやり方を諮問させていただき、実際に変更が生じた場合には、事後報告で対応させていただく運用としたいと考えております。

なお、留保枠からの配分については、みんくくじらに限っては漁獲可能量の算出のプロセスの関係上、オホーツク海域でのみんくくじら基地式捕鯨業とオホーツク海域でのみんくくじら母船式捕鯨業の配分数量の和は、当初に配分したオホーツク海域でのみんくくじら基地式捕鯨業の数量を超えないものとしたします。その他御説明したもののよる以外の数量変更については、水産政策審議会の意見を聴くものとしたします。

以上で説明を終わります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

まずはNAFOの方のアカウオとカラスガレイについてから御意見があれば。あまりこれに関係する人がいらっしやらないので、意見はあまりないかもしれませんが、これ漁船は何隻なんですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 1隻です。

○田中分科会長 1人しか関心がないと。

どうぞ坂本委員。

○坂本委員 日本の漁船は1隻だということなんですけれども、アカウオ類だとかカラスガレイというのは、資源的にはどれぐらいあるというように見られているわけなんですか。よくスーパーとかにもあるようなアカウオというものだとかカラスガレイですよ。

○かつお・まぐろ漁業室長 NAFOにおけるアカウオ類の状況なんですけれども、3M海域では産卵親魚資源は2015年から減少傾向にあるが、過去の平均よりは高い水準であると。漁獲死亡率は1980年代及び1990年代と比較して低いというふうに報告されてございます。それから、30の海域では、近年の調査データの資源量指数の変化により資源量は減少

傾向と考えられていますけれども、漁獲死亡率は低位で移っているということでございます。

カラスガレイについては、資源状況に関しては乱獲状況だと言われておりますけれども、漁獲死亡係数はMSYの水準以下でやや回復傾向ということがNAFOで報告されていると。ちょっと分かりにくい説明ですけれども、漁獲は続けられるということだと思います。

○坂本委員 分かりました。何かこういうアカウオだとかカラスガレイだとかはよくスーパーとかで並んでいるので、輸入されてきているんだろなというふうに思うんですけれども、何か日本もいろいろ資源管理をやらなきゃいけないと言われていたのに、日本にこういう魚がどんどん輸入されてきているのかどうかちょっとそれも私は分かりませんが、そういうような状態というのは、これはやっぱり日本が買っているから獲っているということなんですかね。

○かつお・まぐろ漁業室長 実はこのNAFO海域の底魚資源というのは、日本に入ってきているのが分かるとおそらく国際商材です。1社の方しかやられていませんけれども、当然国際相場を見て考えておられて、実は日本向けよりも昨今は中国向けが多くなっているというふうに聞いていまして、私は3、4年前ちょっと輸出を担当していたんですけれども、この1社さん、日本トロール底魚協会を通じて、例えば直接EUに輸出したりとか、直接中国に輸出したりというお仕事を一緒にやったことがあるんですが、それは中国の方が値段はいいからなんですね。だから、日本が買い集めるときは日本に入ってきてますけれども、中国が買い集める場合は、こういった商材というのは中国に向けられるということだと思います。

○坂本委員 分かりました。日本が資源管理をこういうこととするというのももちろん必要なことなんですけれども、やはり世界的に消費の動向というのが変わってくれば、そういうふうに獲る魚とか仕向地が変わってくるということで、日本の方も自分のところの資源をどう守っていくのか、そして、国際的な資源もどう守っていくのかというのは、本当に日本だけに魚が入ってくるということじゃなくて、日本が海外で獲っている魚も中国向けに仕向けられたりとかというようなことがあったり、そういうようなことがこれから先も更にそれが加速されるということも考えられますから、日本としてどういう戦略を作っていくのかということの水産庁さんの方もよろしくお願いします。

○田中分科会長 御意見を賜ったということで、他にございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 先ほど隻数も少なくなって、何か悲しい状況になってしまいましたけれども、以前は日本からも大型船が4、5隻行っておりましたし、また、重要な漁場だということでもかなりてこ入れをした時期もございました。もう今現在は遠洋の底びき網漁船の隻数もほとんどありませんし、その中の1隻が現在このNAFOの枠を守ってアカウオなりカラスガレイなり日本に漁獲したものを運んでくれるという状況になっています。今後ともこういう国際漁場というか海外漁場がどんどん狭められ、また、衰退をして、我々の日本に入ってくる魚も確保できないような状況が続いているという状況です。今後ともこういう漁場を大切に使うような支援というか、サポートというか、こういうことは水産庁が中心になってやっていただきたいというように思います。これだけの枠トン数しかございません。日本の操業隻数も少なくなりましたけれども、この海域での全体的な操業隻数というのがちょっと質問になりますけれども、どのくらい減ってきているのか、その辺を教えていただきたいというように思います。また、今後このような海外漁場を水産庁としてどういうふう to 確保し、また、維持していくのか、その辺が明快によく見えてきませんので、分かる範疇で結構ですから教えていただければというふうに思います。

以上です。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません。隻数のデータはちょっと手元にないんですけれども、この底びきの条約も全て水産庁職員が出張して、当然、科学委員会からの議論に参加して、年次会合で我が国の枠を守るための交渉はしております。当然未来にわたって漁獲ができるように、科学委員会から資源管理について積極的に発言しつつ、当然研究者とも連携しつつだと思っておりますけれども、やって我が国の枠を確保しつつやっていくと。それはもう従前から変わらないことで、我々として努めていることだと思っております。

○田中分科会長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 しっかり頑張ってやってください。

○田中分科会長 承ったということで。

川原委員、どうぞ。

○川原特別委員 ありがとうございます。

NAFOの交渉に関しましては、いろいろと御尽力を頂きまして、ありがとうございます。当社はその1隻を操業しております。交渉していただきまして、資源管理措置に従ってきちんと操業して、漁獲物を日本に持ってきたり第三の国に輸出したり、今後も続けていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。1隻になったとはいえ、実績という枠があるので、ゼロじゃないというのは将来の交渉上とても大事な話だと思いますので、是非とも御尽力いただければと思います。

ちょっと視点は変わるんですけども、これはVMEみたいな問題はないんですか。傷つきやすい海洋生態系、底びきの問題とか。

○かつお・まぐろ漁業室長 そういった規制を導入する動きがあるようには聞いています。既に入っていると。

○田中分科会長 分かりました。

他に御質問等ございますでしょうか。

では、なければ次はクジラの方ですね。枠の配分について、資料5-3の方と7ページの別紙2、留保の配分のやり方という以前からやっているものについてですけども。

ちょっと私の方から。これは国際捕鯨委員会で採択されている改訂管理方式の計算方式に則って計算したのかというのが質問の1つ目と、もう1つは国際捕鯨委員会で合意されたこの方式だと、資源量推定値は5年に一遍見直さなければならないと。見直さなかった場合にはフェイズ・アウト・ルールといって20%ずつ削減するというルールがあったと思いますが、その点はいかがでしょう。

○捕鯨室長 今の御質問ですけども、まず、捕獲可能量を算出する方式は国際捕鯨委員会のルールに沿ったものです。一方で、国際捕鯨委員会の科学委員会では、将来維持すべき資源水準のレベルを60%、66%、72%と3つ提案しておりまして、どれを採択しても資源的には何も問題ありませんという意見が出されております。そして、国際捕鯨委員会の中で商業捕鯨を行っている国がノルウェーとアイスランドでございますけれども、この2か国とも60%を選定して捕獲可能量の算出を行っております。

2つ目ですけども……

○田中分科会長 フェイズ・アウト・ルール、資源量推定値をちゃんとやっているかと。

○捕鯨室長 まず、この捕獲可能量の算出に当たりましては、一般財団法人日本鯨類研究所及び水産研究・教育機構の協力で捕獲可能量を算出していただいておりますが、算出したものに対して日本政府や日本鯨類研究所、水産研究・教育機構とも全く関係を有しない独立科学者を選定してレビューを行っております。そのレビューの結果、ミンククジラの捕獲可能量については、当面は問題ないが資源量が古いので速やかに改訂を検討するよう勧告を受けており、現在再計算を行っております。それから、イワシクジラ、ニタ

リクジラにつきましては、資源量推定値は新しいものを使っておりますので、特にフェイズ・アウト・ルールに引っかかることはありません。

以上です。

○田中分科会長 もう1つだけいいでしょうか。これはクジラの資源量推定値は目視調査で、見て何頭いたかと。面積当たり何頭いたかというものを推定値に面積を掛けて資源量を出しているわけですがけれども、横距離、遠くのクジラが見えなくなるという要素と、それから、クジラは潜水しているのだから、船の真下にいて見えないという二つ要素があって、これは $g(0)$ と言っているものなんですけれども、横の距離は普通使うわけなんです、 $g(0)$ の方も使っているんですか。

○捕鯨室長 ありがとうございます。

$g(0)$ の方も使用しております。イワシクジラについては、 $g(0) = 1$ としております。ミンククジラについては0.798、にたりくじらについては、海況がいいときは0.899、悪いときは0.543でこれを加重平均して使用しております。

○田中分科会長 ありがとうございます。趣味の質問をしてしまったみたいで。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 質問のちょっとかぶるところがありましたので、私の方からは1点だけお願いをします。

改正のRMPの5年に一度の見直しというのが多分来年くらいに来るのかなと思っていますが、いつ頃この改訂が始まるのか、それだけ教えてください。

○捕鯨室長 ありがとうございます。IWC総会が毎年開催しているのが2年毎の開催になっておりまして、その関係でRMPの方も原則6年間ということで使用しております。今回商業捕鯨を再開して3年目になりますので、令和4年、5年、6年は、原則として今の捕獲可能量を使うこととなります。したがって、遅くとも令和7年からは新しい捕獲可能量になる予定です。それから、ミンククジラにつきましては先ほど御説明したとおり、独立科学者から再計算を検討するよう勧告されておりますので、これは今再計算をしているところです。

以上です。

○田中分科会長 よろしいでしょうか、高橋委員。

○高橋特別委員 そうしますと、ミンクについては改訂が早く始まるということによろし

いんでしょうか。

○捕鯨室長 ミンククジラにつきましては、来年、期中改訂をしたいと考えております。

○田中分科会長 よろしいですか、高橋委員。

○高橋特別委員 結構です。分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

特にないということで、それでは、諮問第371号について原案どおりお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ちょっと私確認し忘れたんですが、今までの諮問事項について字句等の軽微な事項の変更については私に一任ということでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、ちょっと3時に近づきましたので、それでは、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。15分後の35分から再開しますので、それまでに席にお戻りください。

それでは、これから休憩とさせていただきます。

(休憩)

○田中分科会長 時間になりましたので、席にお戻りください。

それでは、最後の諮問事項ですね、諮問第372号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更等についてに移ります。

それでは、事務局から資料の説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料6-1のセットを御覧いただければと思います。まず、諮問文の読み上げをさせていただきます。

3水管第2062号

令和3年11月16日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更等について（諮問第372号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容としては、クロマグロの漁獲可能量を配分数量の変更に係る諮問ということで、内容は2つございます。あとそれに加えて報告事項も便宜上ここで併せて御説明をいたします。

まず、諮問の対象となる告示案についてはページをめくっていただいて、新旧表等の形でお示しをしております。説明の方は後ろの方の資料で御説明をいたします。ちょっとこの資料、通しの番号が振ってないんですけれども、スライド上段、下段に分かれているものの右下の番号で5と書いてあるページですね、表紙からいくと4枚目の後ろのページということになるかと思えます。右下のスライド番号で5というものです。タイトルは、かつお・まぐろ漁業の漁獲可能量変更について（案）ということです。これが1つ目の諮問の対象でございます。

かつお・まぐろ漁業については、令和3管理年度は管理区分を1月～3月、あと4月～12月の2期に分けて管理をしているところでございます。1～3月の未利用分が7.2トンございます。こちらを4月～12月の管理区分の方に移しまして、この7.2トンと少ない数字ではありますが、この可能枠の有効活用を図るという形での改正、変更というこ

とになります。この表にございますように、改正前、1月～3月、80トンが72.8トンに減らしまして、その分7.2トンが4月～12月の区分に上乗せするという事で、491.4トンが498.6トンになると、こういう形での変更でございます。これが1つ目でございます。

2つ目が次のページ、スライドの番号で6としまして、配分量の融通に伴う変更ということでございます。通常、当事者間の合意が整った場合の融通については、今回何回か御説明しておりますけれども、事後報告で対応させていただいているところですが、今回はちょうどタイミング的にこの分科会が開かれるということで、諮問として上げさせていただいております。

今回10月にこの融通の要望調査、これ、年に何回か水産庁の方で行っているわけですが、この要望調査、第4回、今年度の第4回をやったところ、このスライド7の方ですね、ということで、大型魚、小型魚の枠の交換したいという要望、あと大型魚、小型魚ももらいたいという要望、それぞれ出てきております。そういった中でマッチングをしまして、譲り受けたい、もらいたいという要望については手当てできるものがなかったんですけども、大型魚、小型魚の交換については新潟県を含む4県と大中型まき網との間でマッチングができたということでございます。

次のページに進んでいただいて、上の段ですね、こちらがこのマッチングの結果ということで、大中型まき網漁業の管理区分から23.2トンの小型魚を出して、逆に新潟県等4県から大型魚の23.2トンを出して交換をするという形での融通が成立するという事で、これを今回の諮問の対象としております。

今回の変更を含めた全体の総括表をスライド9、スライド10ということでお示しをしております。

続きまして、11ページからはその前の回、第3回の融通要望調査によって配分量の融通を行った報告、事後報告対応の報告ということになります。ページめくっていただいて、スライド番号12、右下の番号で12になりますけれども、こちらでここにありますように大小の交換、あと譲受けの要望が出てきてまして、スライド13にあるとおり、こちらでも大中型まき網の小型魚35.1トンと新潟県等4県の大型魚35.1トン、これの交換が成立していると。こちら10月11日付で変更を行っております。そのときの変更の概要を総括表でスライド14、15でお示しをしております。

最後のページ16ページでございますけれども、こちらについては変更のお話ではなくて、御承知のとおり、クロマグロについては、大型魚の枠が15%増加の可能性が出てきたと、

WCPFC、12月の会議で決定されればそれが実現されるということで、この資源管理分科会の下にあるくろまぐろ部会でその増枠が実現するという想定での新たな配分方法を考えるということで議論を既に開始しております。10月12日に第8回のくろまぐろ部会を開催しまして、小型魚から大型魚に枠をシフトさせること、あと大型魚の増枠が実現したときにその配分をどうするかということ、あと国の留保をどう取るかということ。あと、前管理年度の未利用分を原資として行っている追加配分についてどうするかということ。これらの4点、大きな点について検討の方向性というところまで確認を頂いたところでございます。現在この方向性に従ってどういう配分にするかというのを関係者の意見も聞きつつ検討しているところでございまして、第9回の部会を11月、今月下旬から12月上旬辺りに開催をして、令和4管理年度以降の配分の考え方を取りまとめする予定としております。この取りまとめ結果については、次回の資源管理分科会、12月上旬か中旬ということになりますけれども、そこで御報告をして、それと同時に来年度の当初配分の案もお示しをして、諮問させていただくという考え方で準備を進めているところでございます。

この諮問事項、あと報告事項も一部含みましたけれども、説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問御意見等ございますでしょうか。川原委員。

○川原特別委員 御説明ありがとうございました。

クロマグロに関しましては、WCPFCとIATTCの合同作業部会においてその検討結果が先日IATTCではきちんと漁獲量の増加についてコンセンサスが得られたと聞いております。12月から始まりますWCPFCの総会におきましても同様の結果となることを期待しておりますので、引き続き御尽力をよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 御要望を承ったということで、なかなか国際会議だから最後の最後でひっくり返されるということもあるんで、気を抜かないようによろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。ウェブ参加の委員の方々もよろしいですか。

特段御異議がないようですが、なければ諮問第372号につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

○齋藤委員 すみません、齋藤ですけれども、いいですか。

○田中分科会長 どうぞ、齋藤委員。

○齋藤委員 ただいま川原委員から私が言わなければいけないことを言っていたん

ですけれども、必ずや今回の増枠を来月のW C P F Cの総会では得てもらいたいと、そのように思います。

それと、今般、現行のクロマグロ管理の困難さというか、それが破綻とは言えませんが、そういった案件が東北の方でも発生しております。来年以降のT A C、I Qの管理の大変だなというようなことをうかがわせるようなことであります。

そんな中で、来年水産物流通適正化法が施行されるわけですが、その中でクロマグロが対象となり得るか、その辺の見解を伺いたいということでございます。漁業の管理がうまくいってれば流適法は要らないと思います。ただ、海外の外国の労働環境等も含めたI U Uの疑いのあるまぐろと差別化を図るという意味でも、まぐろ漁業者の中からもそういった意見が出ております。流適法に入れた方がいいのではないかと、そんな意見も出ております。その辺の今回青森で起こったことも含めて、見解を伺いたいと思います。

○田中分科会長　どうぞ。

○かつお・まぐろ漁業室長　かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

齋藤委員、御質問ありがとうございます。

今東北で起こっている事態に関しても、当然我々も状況は把握しておりまして、今月の26日には近かつ協の方々と状況報告と今後の在り方ということを相談するんですけれども、今回の事案というのも予測し得ない部分があったというところもございます。ですけれども、来年1月1日から確実に各漁業者に対する個別割当てを行って、しっかり個別管理をしていくということだと思います。

毎回山内特別委員にも指摘されていますように、それをどういうふうにモニタリングするのかということに関しても、1月1日からは我々としては主要な港を調べますと、北は塩釜、銚子、それから那智勝浦、沖縄泊で大体今の全体の86%の水揚げを去年しているというデータがございます。そうした実態も踏まえ、漁期形成されて港へ水揚げされる集中期間を当然我々としては集中的に水揚げ検査をして管理していきたいと思っています。そういった流れを見ながら、流適法云々という話もあるんですけれども、我々としてはまず既にもう実施しているミナミマグロの体制や大西洋クロマグロの個別割当ての水揚げ検査はうまくいっていますので、その経験を踏まえて近海かつお・まぐろのクロマグロの管理というのを1月1日からやってみて、また皆さんと御相談してやっていきたいと思っております。

○田中分科会長　佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

今お話に出たように、流適法、是非、マグロも入れていただきたいというのは消費者側の願いでもございます。やはりマグロを扱っている料理人、レストランもとても多いですし、お寿司屋さんをはじめですね、もちろん消費者もそうですけれども、自分の買っているマグロが正しいというか、きちんと操業されている漁業者さんのものかそうでないのかということを知って買いたいという消費者は本当に増えております。ですので、是非まぐろもクロマグロも入れていただいて、そしてトレーサビリティをきっちり付けていただけると、特にこういう単価の高い魚は導入がしやすい側面もあるのかなというふうに個人的には思っておりますので、是非入れていただければ、私どもも胸を張って罪悪感を感じずにマグロを味わうことができるかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 本件については御意見を賜ったということにさせていただきたいと思えます。

確かにトレーサビリティに関する要求は日増しに高まっているように思います。これ漁業者間でもじゃないですかね。遊漁の問題がまた入ってくるわけですから、やっぱりそういう意味でも必要になってきてるかなというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。ウェブ参加の方々もよろしいですか。

それでは、改めまして、諮問第372号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

特段異議がないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、諮問第368号から372号について、確認のため、答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 44 号

令和3年11月16日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和3年11月16日に開催された水産政策審議会第114回資源管理分科会における審議の

結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第368号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更並びにまいわし対馬暖流系群の資源再建計画に係る別紙4の追加）について

諮問第369号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第370号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）、にしくろかじき（大西洋条約海域）等の9国際資源の別紙2の変更、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））等4国際資源、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの別紙2の追加、めばち（中西部太平洋条約海域）の別紙3の変更、かつお（中西部太平洋条約海域）等の20国際資源の別紙3の追加等）について

諮問第371号 特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分3M）等3国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第372号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更等について

それでは、この答申書を。

ちょっと今私が読み上げた答申書に間違いというか及びが入っていたり入ってなかったりというのがありまして、ちょっとその辺の軽微な修正は後でさせていただくということで、御承認いただければと思います。

それでは、この答申書を藤田管理部長に。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が1件あります。資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（大型魚）別紙の変更等）について（第113回資源管理分科会諮問事項の報告）についてです。事務局より説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料7-1のセットを御覧いただければと思います。こちらの御報告なんですけれども、このくろまぐろ（大型魚）にかつお・まぐろ漁業で漁獲割当て、つまりIQの管理を導入するという形での諮問を9月17日、前々回の第112回資源管理分科会で諮問をして御了承いただいたんですけれども、その後内容を確認したときに、あるべき附則等がなかったというところがございます。前回第113回の分科会を10月12日に開催いただきまして、そこで再度諮問をさせていただきました。ただし、前々回御説明した具体的な内容を変えるものではないということで、この前回の分科会については特別委員の皆様にはお集まりいただき、委員のみの出席による開催とさせていただいたところがございますので、その御報告ということでございます。

2で再諮問した趣旨でございますけれども、附則を追加したというのが大きなところでございます。附則に何を書いているかという、まず施行日でございます。こちら施行日を前々回の諮問の対象となった基本方針の改正のうち、かつお・まぐろ漁業にくろまぐろ（大型魚）のIQ管理を導入することについての関連部分については来年1月1日を施行日としますという内容の附則を追加したと。これ、告示をした時点で改正が施行されるとしてしまおうと、今管理年度の途中で総量管理の部分がなくなって、IQ管理と残りの総量管理みたいなのが突然出現するというようなことになってしまいますので、こちらについて1月1日に施行しますという形で施行日を定めたということでございます。その他の改正項目については官報掲載日からの施行ということです。

もう一点、施行について、このくろまぐろ（大型魚）のIQ管理に関連する改正について、1月1日を施行日とするわけですが、一方で、年内に割当割合の申請ですとか、あるいはその申請を受けた割当割合や年次割当量の設定といった、いわゆる準備行為、これができるようにしておかないといかんというところもございまして、その準備行為は施行日前でもできますよということを附則に規定をしたということでございます。

こういった形で前回113回の分科会に諮問をいたしまして、分科会の方で御了承をいただいたところがございます。この再諮問の結果御了承いただいた案に基づきまして、10月

25日に官報掲載を行っております。その後は、ここの3の今後のスケジュールに書かれているようなスケジュールで進めていき、1月1日からはIQ管理、かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）のIQ管理を開始するという運びとする予定でございます。

ページめくっていただくと、3ページ目からはその再諮問をしました告示の案ということで新旧表、あるいは最後の部分の追加した附則については赤字、31ページ以降お示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問御意見等ございますでしょうか。本来は多くの方が集まって審議すべきところ、ちょっと間に合わないということで、中身がまた軽微な修正ということで、実質的なところはもう審議終わっていたので、少人数で委員だけで集まって審議したということでございます。主な訂正は31ページ以降のこの附則が丸々なかったということだと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

ありがとうございます。特段なければ、その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 諮問の最後の372号のところで、全体の枠で2.5%程度の軽微な、トータルな量は変わらずに、移動させる程度のことも諮問事項として上げていかなくちゃいけないようなことなんでしょうか。マイワシでは業者間での融通があるようですが、このようなことはスピード感がとても重要だと思うので、一々審議会をやらなくても何か枠を決めておいたらいかがでしょうか。2.5%ぐらいは魚の都合によっていろいろ変わるでしょうと私は思いますので、その辺は水産庁の方々どう考えておられるのでしょうか。

○田中分科会長 じゃあ、どうぞ。

○資源管理推進室長 この配分数量の変更について審議会の諮問を経てという、これは法定で、法律で定められていると、あらかじめ諮問をして意見を聞いた上で、設定することについても、変更することについても、できるということで、その趣旨は、ある意味、農林水産大臣が恣意的な運用をしないようにということになっております。ですので、現在その事後報告対応とさせていただいているものは、農林水産大臣がそういう恣意的な運用ができないよう、あらかじめ計算式であるとか、こういう場合にこうですというようなものをあらかじめ諮った上で、これに基づくものは事後報告でお願いしますという形でやら

せていただいているところです。我々行政の立場でも迅速な融通ですとか変更をできる限りやりたいということで、今回もいくつか追加で事後報告対応とさせていただくことについて諮問しておりますけれども、今後も必要に応じて、あるいは適切と認められるものについては、そういう柔軟な対応できるような形で工夫をしていきたいと思っております。

○木村委員 できるだけ、会議は少なくすべきだと思うし、もうこれは柔軟な対応ができるものだと私は理解するので、なるべくそのようにしてスピーディーに、それから会議の時間も短くして、皆さんのお仕事もシュリンクしていかないと、公務員は大変です。私の大学も多くの学生が水産庁に行っており、彼らの働き方改革も必要だと思います。2.5%はどう考えても柔軟に対応すべき数字だと私は思うので、法律変えたりするのは大変でしょうけれども、是非考えていただく必要があるのかと思いました。

以上です。

○田中分科会長 漁業法か水産基本法かを変えないとなかなか難しいような側面もあるかと思いますが。農林水産大臣が定めるとなっているので苦になっているわけで。だから、一度は意見を聞いて何とかしなきゃいけないので、だけど意見を聞いていたら間に合わないの、いろんな自動配分のルールをつけて後で承認していただくという方式で今動いているわけですね。ということなんです、今、クロマグロぐらいだからいいけれども、あと何十魚種増えたらどうなんだという心配はあるので、ちょっとその点は御検討いただきたいというふうに思います。

他にございますでしょうか。

なければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をお願いしたいと思います。

○管理調整課長 本日は長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

次回の資源管理分科会につきましては、12月中旬の開催を予定しておりますが、何か緊急の必要なため開催することとなれば御連絡いたしたいと思えます。

なお、内部的な事情で大変恐縮ですが、今年は水産政策審議会の企画部会が水産基本計画の見直しを行う年に当たっていること、また資源管理分科会の下に設けた資源管理手法検討部会の開催が複数回見込まれていることから、審議会開催に必要な予算の大幅な不足が見込まれております。つきましては資源管理分科会の議題に応じまして、分科会長とも相談しながら、引き続き招集させていただき特別委員を議題に関係の深い方に限定させていただき可能性がございますところをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。